No.166
2025. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事　阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報

小海線　冬（令和６年）

長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1　行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

2　行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

3　行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

4　行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

5　行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕　雪原を佐久市方面へ向かって走る小海線

JR 小海線は山梨県小淵沢駅から長野県小諸駅の 78.9km を走る路線です。

八ヶ岳の麓、標高 1000m を超える野辺山高原を走り、清里駅―野辺山駅間には標高 1375m の JR 鉄道最高地点があります。野辺山駅はすべての JR の駅で最高の標高にあり（1345.6m）、あわせて 9 駅が JR 駅標高の TOP 10 に入っています。

（写真提供：佐久市デジタルフォトギャラリー）

https://openphoto.app/c/sakuphoto3313
DL：2025/1/10　撮影：佐久市（2024/2/6）
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際

――目　　次――

新年あいさつ
・長野県知事　阿部　守一…… 2
・会　　長　和田　英幸…… 4

各部長あいさつ
・総　務　部　長　鈴木　潤…… 5
・農林建設部長　上島　聡…… 5
・運輸交通部長　良川　泰章…… 6
・国　際　部　長　三浦　洋子…… 7
・環境生安部長　小野　清仁…… 9
・研　修　部　長　髙木　陽子…… 9
・法　務　部　長　栁澤　誠…… 10
・広報業務対策部長　吉田　靖史…… 11
・ＡＤＲセンター長　二瓶　裕史…… 12
・外国人材受入企業サポートセンター長　赤羽　康志…… 12
・デジタル推進特別委員長　土屋　帝…… 13
・コスモスしなの支部長　栁澤　誠…… 14

年賀
・…… 15

日行連関係
・関東地方協議会連絡会参加の報告…… 16

事業報告
・文化講演会報告…… 18
・令和６年度ブラッシュアップ研修会開催報告…… 20

業務資料
・出入国在留管理庁からのお知らせについて（周知）…… 21
・戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始に向けた法務省からの案内ついて… 23
・フリーウィルズキャンペーン２０２４について（周知）…… 26
・建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）…… 28
・建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）…… 29
・令和７年度申請取次関係研修会の開催予定について…… 37
・罹災証明書の申請様式の統一化について（周知依頼）…… 39

お知らせ
・行政書士無料相談について…… 44
・長野県収入証紙の売りさばき業務の中止について（通知）…… 45
・職務上請求書確認日について（予定）…… 46
・斡旋物一覧…… 46
・行政書士業務を廃止される方へ…… 46
・職務上請求書払い出しに関する運用について…… 47
・会員専用ページのID・パスワードについて …… 51

会議報告
・…… 52

支部だより
・二名の支部会員が栄えある旭日小綬章を受章…… 58

長野県行政書士政治連盟のページ
・新年のごあいさつ…… 59

会員の動き
・入会・退会・単位会変更・法人会員…… 60

編集後記
・…… 60

新春を迎えて

長野県知事　阿　部　守　一

明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

長野県行政書士会会員の皆様から様々な御支援、御協力を賜ることにより、旧年中も県政を前進させることができました。深く感謝申し上げます。

さて、現在はVUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代と言われています。感染症の世界的流行、気候変動による自然災害の多発化・激甚化、IT技術の急速な変化に伴う産業構造の激変など、世界は劇的に変化しています。黒船来航から欧米列強と肩を並べるに至った明治時代や、第二次世界大戦の焼け跡から立ち上がり奇跡的な経済復興を遂げた昭和期などのように、将来が見通しにくい時こそ新しい未来への発展のチャンスが潜んでいます。

急激な人口減少という構造変化は、将来への希望の種でもあります。若い人たちの価値観は多様性、包摂性をこれまで以上に認める方向に変化しています。担い手の不足は、誰もが活躍できる可能性を広げています。子どもの数が増える局面では困難であった個別最適な学びは、より実現しやすくなっています。AI・デジタルやロボット技術の進歩は、産業の生産性や暮らしの利便性を高めつつあります。令和七年は、この大きな社会構造の変化を明るい未来に向けた変革への好機ととらえ、引き続き「対話と共創」を重視して、次のような視点で県政を進めてまいります。

一　幸福度を高める寛容な社会づくり

日本の社会は、特に若者や女性に対して特定の価値観を押し付けるような同調圧力が強いと言われています。一人ひとりの生き方や価値観が尊重される「寛容な社会」をつくっていくことにより、結果的に個人の幸福度が高まり、若い人たちが地元に居続けたい、戻りたいという気持ちや、希望出生率の向上等につながると考えます。若者の社会参画を応援し、男女が平等で、「共育て」も当たり前な社会の実現を目指して取り組みます。

二　楽しいまちづくり等生活圏の整備

人口減少期には、分散から集住への転換や社会インフラの最適化を進めなければなりません。また、災害が激甚化、多発化する中では、より安全性の高い地域に都市機能を集積させることも必要です。こうした視点を踏まえ、県民の皆様からの要請が強い楽しいまちや便利な交通をもあわせて実現することができるよう、県土のグランドデザインの策定に取り組んでまいります。

三　生産性向上のための経営革新支援

我が国の産業は、人口増加の恩恵を最大限に生かしながら発展してきました。しかし、労働力が減少し、あわせて消費者も減少していくこれからの時代にあっては、付加価値労働生産性

を向上させることに最大限注力することが必要です。幸い、AI・デジタル技術の発展はこうした取組への追い風です。また、アジアを中心とする世界の経済成長も輸出やインバウンド客の増大を通じて取り込むことが可能です。製造業のみならず農林業、観光業や建設業、さらには医療・福祉の分野なども含めて、DX やリスキリング、経営基盤の強化や輸出の促進などを徹底的に支援します。

四　日本の学びの新しいモデルづくり

学びの「新しい当たり前」を共に創ろうという信州学び円卓会議からのメッセージを踏まえ、子どもたちのやりたいことを支え、教員のチャレンジを支える、日本の学びの新しいモデルを信州から創るとの決意を、昨年七月に教育長と表明しました。市町村や教職員、保護者や地域の皆様と目指す方向性を共有し、学びの改革に取り組んでまいります。具体的には、公立の小中学校等を対象とする「ウェルビーイング実践校 TOCO－TON（トコトン）」の設置、時代に即した特色あふれる県立高校づくり、教員の勤務環境や処遇の改善を教育委員会と連携して進めます。

五　待ったなしの脱炭素政策の加速化

2024 年の世界の平均気温は年間を通じて観測史上最高となり、産業革命前と比較して平均気温の上昇を 1.5 度以内に抑えるというパリ協定の目標を突破することがほぼ確実になったと言われています。脱炭素政策の推進は待ったなしであり、長野県ゼロカーボン戦略の様々な取組を加速してまいります。太陽光発電については、新たに開設したポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」等を活用して普及を加速します。また、信州健康ゼロエネ住宅の助成拡大による住宅の省エネ促進や、公共交通機関の利用拡大、産業分野での水素利用拡大などを進めてまいります。

六　命を守る地震防災対策の強化

令和六年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震対策の更なる充実・強化を図るため、長野県地震防災対策強化アクションプランを策定しました。「『地震災害死ゼロ』に挑戦」という高い目標を掲げ、予防、応急、復旧復興の各段階に応じた 10 のアクションを設定しました。県民の皆様には物資の備蓄や住宅の耐震化など自らの命を守るための取組をこの機会にぜひ進めていただきたいと思います。県としても市町村等と協力して、災害に強い県土づくりや避難所環境の整備、孤立集落への対策などに全力で取り組んでまいります。

今年は戦後 80 年を迎えます。平和の尊さを改めて胸に刻み、ゆたかな長野県づくりに全力を尽くし、未来への希望を育んでまいります。今年一年の皆様の御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

令和７年長野県行政書士会会長年頭所感

会　長　和　田　英　幸

令和７年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。長野会会員の皆様におかれましては、日頃から本会事業にご理解ご協力をいただき心から厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度においてはデジタル化をより一層進めるため広報紙「行政書士NAGANO」の紙ベース廃止に向けた取り組みや会議のペーパーレス化に向けた取り組みをはじめとするDXを推進することで、役員の負担軽減、事務局体制の強化・整備について取り組んでまいりました。

DX推進では、デジタル推進部が中心になり研修部や総務部、広報業務対策部、ADRセンターなど各部と連携しズームを使った部会・委員会などの会議や研修会などにおいて実績を上げており、こうした取り組みにより役員・部員の負担軽減と本会の事務経費削減が図られています。また、事務局の運営においては事務局員の待遇改善を行い、更に事務効率化を図るため、ペーパーレス化の推進、事務における現金扱いを極力無くすことを進めています。これら事務の変化に対し戸惑いを感じている会員もおありと思われますが事務改善及び組織のDX推進はまだ道半ばですので、今後も引き続きご理解ご協力をいただきたくお願いいたします。

そして、今後さらに進む国や県への許認可申請に対する電子申請等行政のデジタル化に向けて、日行連や日政連が行政書士法改正に向けて関係省庁との協議が継続しています。本会としても行政書士制度が後退することが無いよう関係各団体に働きかけを行うとともに、行政書士が電子申請等デジタル化に対応できるようしていかなければなりません。そのために各部が連携して研修会を充実させたいと考えています。

また、長野県から受託している建設業許可についての相談会、経営事項審査業務、外国人材受入サポート事業についても引き続き継続できるよう県との信頼関係を深めていきたいと考えています。ここ数年、顧客からの苦情案件が多く見受けられるようになっていますので、会員各位におかれましては、お客様に対する受託業務について再確認をしていただくとともに、本年度改定しました「新版行政書士コンプライアンスマニュアル」をご覧いただき行政書士倫理等の遵守についてご理解ご協力をいただきたくお願いいたします。

おかげさまで、受講義務となっています一般倫理研修は、全国でも本会の受講率はトップクラスとなっていますこともここにご報告いたします。会員皆様のご理解ご協力に対し感謝いたします。

最後に、本年が会員皆様方にとって益々の飛躍の年になりますことをご祈念し年頭のごあいさつといたします。

各部長あいさつ

新年総務部長挨拶

総務部長　鈴木　潤

新年明けましておめでとうございます。皆様には日頃より総務部の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度は総務部長を拝命して2年目となり、任期満了が間近に迫っております。総務部ではこれまで10年ぶりにコンプライアンスマニュアルを改訂するための準備をしてまいりました。『行政書士倫理』の廃止と『行政書士職務基本規則』の制定、『職務上請求書取扱説明書』の作成といった新たな規則の反映を行い、さらに時代の変化に即した事例の差し替えも行いました。この新しいマニュアルは1月中に公開できる見込みです。会員の皆様の実務における一助として広く活用されることを願っております。

また、役員改選後となりますが、本年秋には日行連関東地方協議会連絡会の幹事会として、本会が今年度の連絡会を開催する重要な役割を担います。1都10県の行政書士会の担当役員をお迎えし、次年度の主要イベントとなることが想定されます。事務局をはじめ、次年度役員にとって大きな負担となるかもしれませんが、この連絡会が、他都県行政書士会との意見交換や役員同士の連携を深める貴重な機会となりますよう、祈っております。

DX化をはじめ課題も多く抱える中ではございますが、一つひとつ丁寧に取り組むことで、会員の皆様にもご満足とご納得をいただける行政書士会活動を目指してまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

農林建設部の活動報告

農林建設部長　上島　聡

新年、明けましておめでとうございます。

日頃より会員の皆様には農林建設部の活動につきまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和5年よりJCIP（建設業許可申請・経営事項審査の電子申請）が始まり、さらに今年から入札の電子申請及び県・市町村の共同受付窓口による入札参加資格の電子申請が始まりました。このように国・県・市町村を問わず様々な分野において電子化が進み我々行政書士の業務においてもデジタル化が業務の中核をなすようになってまいりました。それを踏まえ今後も会員の皆様の為に活動してまいります。

農林建設部の活動を報告させていただきます。まずは県よりの委託業務につきまして報告させていただきます。県よりの委託業務も県の職員の方、相談員・審査員の皆様、事務局の皆様のご協力のもと無事3年目を迎えることが出来ました。「建設業許可等申請書作成に係る相談業務」につきましては、この3年間色々変更点がありました。昨年度より相談時間を9時～17時を13時～17時に短縮となり、引き続き現地相談業務は月1回4会場（北信・中信・東信・南信）各回2名にて実施されましたが、今年度も木曽、大町、北信合同庁舎での開催がなくなるという変更が

なされました。

「経営事項審査形式審査業務」につきましても引き続き昨年度と同じく長野県庁建設政策課において毎月（各日２名）９時から17時まで実施（繁忙期によって日数調整）されました。昨年の３月の委嘱式では長野県建設部建設政策課 大島忠幸係長講師による「令和６年度長野県建設業許可等委託業務について」のお話をしていただき、今年の３月も委嘱式を予定しておりますので、来年度の相談員・審査員をやっていただける予定の会員の皆様は今年も引き続きよろしくお願いいたします。

さき程今年入札参加資格申請の電子申請が始まった旨の話をしましたが、今回市町村の入札参加資格申請を県に窓口として集約し電子申請よって行うこととなり、それに伴い農林建設部では９月12日に長野県会計局 契約・検査課 主事 和田 淳志 様、長野県建設部建設政策課 担当係長 松澤 耕平 様の講師による「県・市町村の共同受付窓口による令和７・８・９年度入札参加資格申請（物品・役務、建設工事・建設コンサルタント)」についての研修を行いました。研修参加者は（本会16名、オンライン参加者68名合計84名）の大変多くの会員が参加していただきました。(農林建設部研修参加者過去最高）研修後県の講師の方々にお話を聞く機会があり、初めての試みの為準備に大変苦労されているようで、行政書士も今回の件において協力をお願いされました。その後11月に農林建設部会があり、部会終了後副部長と共に県の各課にご挨拶に伺い、会計局 契約・検査課に行った際には10人ほどの職員の方々すべてが電話にて対応をしており、問合せ等により多忙であることが伺えました。

11月に建設部建設政策課にお伺いした際に、現状建設業許可の電子申請の進捗状況はどうなっているか伺ったところ申請のまだ約５パーセント程であり、さらに残念ながら行政書士による申請はほとんど無いというお話でした。実際G-bizIDによる委任手続きの頻雑さやJCIP（電子申請）によるメリット等が少ないため顧客に勧めづらい面がありますが、改善に向け様々な機関に問題を打ち上げております。まずはJCIP（電子申請）の研修を１月９日に講師CIIC（一般財団法人建設業情報管理センター）による「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について」を行う予定となっております。

最後に相談員、審査員、事務局の皆様及び部会員の皆様ご尽力ありがとうございました。

今後も会員の皆様に法改正等を含め関連情報等を発信・対応できるよう努めてまいります。

会員の皆様には良い年となりますようお祈り申し上げます。

運輸交通部
活動報告と今後の課題について

運輸交通部長　良川　泰章

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

運輸交通部の活動へのご理解とご協力ありがとうございます。

最初に運輸交通部の活動について報告させていただきます。

７月23日（火）に甲種出張封印の研修が行われました。自動車のナンバープレートのことでお世話になっている長野県自動車標板協会の島田様を講師に迎えて開催されました。

甲種からの再委託の出張封印につきまして

は、行政書士への再委託が昨年10月1日から廃止になりました。今後、行政書士が封印を行うには丁種である行政書士会からの再委託が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

例年行われている丁種封印の研修会につきましては、8月27日（火）に長野県行政書士会会館にて長野支部の宮本徹会員を講師に迎えて行われました。2回の出張封印研修ともにこれからナンバープレートの封印業務を行おうと考えている多くの会員の参加で盛況となりました。

11月20日（水）には長野県警察交通規制課の担当者を会館にお招きし、車庫証明の事を中心に情報の交換会を行わせていただきました。大きな変更点として、令和7年4月1日から、車庫証明のステッカーが廃止されるとのことです。それに伴い、用紙の枚数が変更になるなどの大きな変更があるということを伺うことができました。詳しいことが決まり次第、会員の皆様にはお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして昨年は丁種封印に関して、めまぐるしく動いた1年でありました。

報告書の封印の個数と実際の封印の個数とのズレが無いかを確認するため、8月7日（水）長野行政書士会館、8月8日（木）松本勤労者福祉センターにおいて、封印の個数確認を行い、封印における注意点を各会員や各補助者に喚起しました。出席の会員および補助者の方々にはご協力を感謝申し上げます。

7月1日から封印権の拡大が始まり、登録などを伴わず封印だけを行うということもできることになったほか、整備などによって取り外した他県ナンバーを取り付けた後の再封印を行うこともできるようになりました。今後は名義変更や住所変更による他県ナンバーの封印を他会の行政書士からの再々委託を使用せずに行うことができるようになると見込まれています。

大きな課題として、出張封印における適切な運用が挙げられます。特に再々委託においては他県の行政書士とのやり取りですので、適切な運用を行わないことで他県の行政書士に迷惑がかかるのみならず、丁種出張封印を行っている当会会員全体へも影響が出る可能性があります。これらのことを肝に銘じて、慎重に日々の丁種出張封印の業務にあたることを強くお願いいたします。再三のお願いとなりますが、報告を毎月の期日までにするようにお願い致します。まだ期日通りに提出していない会員も散見されます。また今後は丁種封印の会員に対する研修も充実させていく必要性があり、どのような研修を行っていくかについても他会の研修会も参考にしながら実施していくようにしていければと思います。

最後にですが、会員の皆様におきましてはさらに発展していく一年になることをご祈念いたします。

国際部の活動報告と今後の予定について

国際部長　三浦　洋子

皆様、新年明けましておめでとうございます。

今期、国際部では6回の研修会を計画し、現在までに3回が終了していますが、3回すべてにおいて例年以上の参加者があり、特に新入会員の中で国際業務に興味を持つ方が増えていると感じています。

第1回目は、9月20日（金）に東京会よ

り丹羽秀男先生をお呼びして「特定活動」について研修会を開催致しました。また、第2回目は、11月11日（月）に長野地方法務局、戸籍課の神津哲也課長さんと東京出入国在留管理局、長野出張所の後藤田信也所長さんによる「帰化申請、国籍取得について」、「入管業務における留意点」の研修会を行いました。さらに第3回目として、10月18日（金）に「身分系在留資格の基礎」を学ぶ研修会を開催致しました。そして、今後、第4回目として、1月22日（水）に「経営・管理の基礎」、第5回目として、2月27日（木）に「技術・人文知識・国際業務と技能の基礎」を学ぶ研修会を行う予定です。

新たな分野としての在留資格「特定技能」については、今後私達行政書士がどんどん算入すべきものであるため、昨年は「特定技能」の研修に力を入れましたが、まずはその前提となる身分系在留資格と就労系在留資格について理解が必要だと考え、今期は第3回目、第4回目、第5回目に国際部員による基礎研修を行うことにした次第です。第1回目と第2回目の研修会は対面とZOOMを併用しましたが、基礎研修においてはオフレコの話や質疑応答を重視するため、オンラインでの受講はありません。基礎研修を受講されたい方は、是非とも会場にてご参加下さい。

また、基礎研修に加えて、長野県では扱うことが少ない在留資格についての知識も必要であると考え、今期は東京会から丹羽先生をお呼びして「特定活動」についての研修会を行いました。さらに、高度な内容の研修会としては、第6回目として、3月11日（火）に長野市の「ホテル国際21」において「事例研修会」の開催を予定しています。この研修会は長年長野会主催で行ってきましたが、近隣の行政書士会からの参加者が珍しい事例などを発表する場となっており、評価も高く、非常に勉強になる研修会です。敷居が高いとお考えの会員の方もいらっしゃるかと思いますが、発表する事例がなくてもどなたでも参加を受け付けており、研修会後の懇親会も予定しておりますので、こちらの方も是非ご参加の上、他県の先生方からの刺激を受け、交流を深めて頂ければと思います。

長野会国際部においては、かなり以前から法務局と入管から講師をお招きして研修会を行ってきましたが、これは他都道府県にはない貴重な研修会とのことです。また、11月5日（月）には長野出張所において恒例の「入管コンシェルジュ」を行い、国際部員が来庁した外国人の相談や申請書類作成のお手伝いをしましたが、日頃は依頼されない案件などもあって行政書士のPRにもなり、入管職員の負担軽減にも寄与することできます。この2つの事業は行政書士会と長野出張所、法務局との円滑な関係を築くことにも寄与できますので、今後も国際部で続けるべき事業だと思っています。

なお、長野会では県より委託を受けて「外国人材受入企業サポートセンター」を運営していますが、まだまだ会員の中で対応できる人材が少ないのが現状です。国際部においては今後も様々な研修会を行い、国際業務を扱う会員の誰もが「サポートセンター」の相談員になれるようお手伝いしたいと考えています。

最後になりましたが、本年も国際部の活動について一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、会員の皆様のご多幸と事務所のご繁栄を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

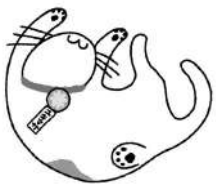

環境生安部からのご報告

環境生安部長　小野　清仁

新年明けましておめでとうございます。環境生安部の役員としての任期も間もなく終わろうとしております。昨年令和6年12月には、長野県警察本部の生活安全企画課許可事務担当室の方々と環境生安部との意見交換会及び研修会を開催することができました。意見交換会は令和5年10月にも開催することができ、以前開催されていた意見交換会を復活させることができました。和田会長と部員の皆様のおかげであり感謝しております。この事業は今後も是非続けていって欲しいです。ところで、令和5年10月の意見交換会は久しぶりの開催であり、挨拶と一般的な内容から始まりましたが、会が進むにつれ双方からの意見が出てとても有意義な交換会になり、昨年令和6年10月の意見交換会及び研修会に繋がりました。ここに至るまで、環境生安部による長野県警察本部担当係へのご挨拶と意見交換のご依頼から始まり、その後部長として3度担当者を尋ね打ち合わせをさせていただきました。担当者の方には大変ご迷惑をお掛けしましたが、やはりこのぐらいはしなくては今後も進めていくことができないと思い、お伺い致しました。当初は意見交換会の開催依頼だけでしたが、意見交換会だけでは会員に伝わらないことが多いと、打合せの時にふと思いつき、研修会もお願いすることにしました。結果意見交換会では、令和5年に開催した内容より、突っ込んだ内容になりました。また研修会の開催により、長野県警察本部許認可担当の方々から、直接申請における注意事項が聞ける良い機会もでき、とても良かったと安心しております。この会についての報告は別の場所でもさせていただきます。産業廃棄物関連と保健所関連の研修会等も検討中ではありますが、本年度中に開催できるかは難しいかと思っております。

環境生安部　意見交換会

最後に行政書士は孤独な職業です。申請等において疑問や不安を一人で抱えることも多いですが、今回の研修が少しでもお役に立てれば幸いです。

研修部　活動報告

研修部長　髙木　陽子

新年おめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。研修部は昨年度に引き続き4名体制で企画運営を進めております。部会は主にオンライン形式で約2か月に一度のペースで開催し、活発に意見交換を行っています。

昨年2月には、恒例の新規登録者必須研修会を松本駅前の会場およびオンラインにて1泊2日で開催し、会員間の交流を深めるために様々な工夫を取り入れました。研修会前には名刺交換の時間を設け、アイスブレイクを実施。各業務研修の前には、行政書士業務全体像の解説を行うことで、初めて研修に参加

される方々が内容をより理解しやすいように配慮しました。2日間にわたる専門業務講義では、専門部会の部長を中心に、初心者向けに具体的な申請事例を用いた短時間ながら実践的な内容の講義を行いました。講師の皆様には資料作成と講義にご尽力いただき、この場を借りて御礼申し上げます。また、オンライン形式を併用したことで、遠方の会員にも多く参加いただきました。1日目夜の懇親会では、くじ引き形式の自己紹介が盛り上がり、終始笑いが絶えない楽しいひとときを共有することができました。

また、同じく2月にはデジタル推進特別委員会との共同開催による2回目のデジタルツール研修会を本会およびオンラインで開催しました。この研修会では、Google アカウントを活用した無料ツールや業務に役立つWEB サイト情報などを紹介し、行政書士のIT リテラシー向上を目的とした充実した内容を提供しました。

新年度に入り、8月には再びデジタル推進特別委員会と共催でデジタルツール研修会を上諏訪駅近くの会場およびオンラインで開催しました。今回は、諏訪支部や南信支部の会員に会場受講の機会を提供し、多くの参加者を迎えることができました。さらに、11月1日には2年に一度のブラッシュアップ研修会を本会会館およびオンラインで実施しました。東京会から伊藤浩講師をお招きし、幅広い内容を網羅した講義を行っていただきました。詳細は今号掲載の研修会報告をご覧ください。研修会後の懇親会では伊藤講師を囲んで有意義な交流を深めることができました。10月20日には特定行政書士法定研修の考査が行われ、研修部員2名が長野会会場の運営を担当しました。

今年の研修会としては、令和7年2月12日・13日に松本で新規登録者必須研修会を予定しています。2日目午後には一般会員が受講可能な講義も用意しておりますので、会場またはオンラインでぜひご参加ください。また、2月26日にはデジタルツール研修会の2回目を上諏訪駅前の会場およびオンラインにて開催予定です。研修部が主催する研修会は、専門部会単独では取り上げにくい行政書士業務に必要な横断的知識を習得する機会と考えております。また、会員間交流の場としても、特に登録年数の浅い会員の皆様に積極的に参加いただけることを願っています。

コロナ禍が明け、各支部による研修会も活発に行われるようになっています。様々な研修会を通じて知識と人脈を深め、それぞれの行政書士人生がより充実したものとなることを願っております。研修部では今後も法改正や制度改正、行政の電子申請導入などに即応した有益な研修会を企画し、必要な情報を会員の皆様に提供できるよう努めてまいります。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

新年のご挨拶

法務部長　柳澤　誠

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

行政書士の業務には、許認可手続きに関する業務と市民法務と言われる権利義務事実証明に関する業務があります。法務部の所管である権利義務事実証明に関する業務においても社会情勢の変化に伴い、新たな対応を必要とするものが出て参ります。「日本行政」でも毎号掲載されるとおり日行連もそれらの業務に対応すべく情報発信や検討を行っていま

す。昨年12月に行われました日行連の担当者会議において、所有者不明土地対策について国土交通省の担当官からの講話と先進的に取り組んでいる単位会の事例紹介がございました。会員の皆様もお感じになられているかと思いますが、長野県においても空き家が増え続けています。市町村においても空き家対策審議会が設置され、その対策に取り組んでいるところですが、根本的には空き家になる前に対策を行う必要があります。現在の所有者様が自身の親族関係などを踏まえて、家屋等を将来的にどうするか算段をしておくことが重要であり、エンディングノート作成や相続セミナー等の開催を通じて、その支援を行政書士が行うことができることを発信していく取り組みも進めていくことが必要になろうかと思います。

また、本年、令和7年度に公正証書の電子化が実施されます。長野合同公証役場より福光公証人をお招きした研修会の際にもお話しがございましたが、公証制度においてもすでに電子申請への対応が進んでいるところですが、さらに公正証書の作成もご本人に公証役場までご足労頂くことなく作成が出来るようになり、公正証書遺言の作成等でも遠隔地やご高齢の方には大きなメリットがあるものになります。これら行政手続きのデジタル化は、単なる手続き方法の変更という事だけに留まらず、少子高齢化、人口減少に伴う過疎化や、労働人口の減少に対応し、国民の利便性の向上のため必要不可欠なものです。当然、国民の権利利益の実現に資することを使命とする我々行政書士は、デジタル化の流れに対応を進めていく必要があります。これらの新たな事態には、会員の皆様に取り組みをお願いするものもありますが、多くが組織としての対応が必要なものになります。法務部におきましても今後の対応に取り組んで参りますので、ご要望等ございましたら、お申し付けいただければ幸いです。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となります様、お祈り申し上げます。

広報業務対策部
新年のメッセージ

広報業務対策部長　吉田　靖史

あけましておめでとうございます。

日頃より広報業務対策部の活動にご理解とご協力を賜り、部を代表して感謝申し上げます。

みなさまご存じのとおり、私たちの主な対外的な広報活動としては、10月の「行政書士制度広報月間」と2月22日の「行政書士記念日」があります。

昨年10月の広報月間では、残念ながら県内の郵便局での行政書士制度PRポスター掲示にご協力いただけませんでしたが、各支部で実施された無料相談会には、新聞掲載広告や自治体広報誌などで告知をご覧になった方々が訪れてくださいました。相談内容は、これまでと同様に遺言や相続に関するものが多い傾向です。また、広報月間中の10月5日には、辛坊治郎氏を講師に迎えた文化講演会が開催され、当部はその運営に協力いたしました。

来たる2月22日の「行政書士記念日」も各地で無料相談会が予定されています。地域のみなさまから「そうだ、行政書士に相談しよう！」と最初に思い出していただけるような身近な存在でありたいと願っています。

現在、会報「行政書士NAGANO」は、本会ホームページ上に掲載する形式で発行されています。一部の会員の方には簡易製本の冊子でお届けしていますが、来年度からはホームページ掲載に一本化されます。

また、日本行政書士会連合会（日行連）の会報「月刊日本行政」も将来的な完全なデジタル化を見据え、会報の送付についての見直しが行われています。

ホームページに関しては、デジタル推進特別委員会の協力を得て改善を検討しており、現在、日行連で行われている単位会も利用可能な新会員管理システムの構築作業との調整も考慮しているところです。

業務対策の分野では、行政書士制度をご理解いただくための広報・啓発活動を引き続き進めてまいります。行政手続きのオンライン申請が一般的になりつつある中、行政書士の「顔が見えない」申請が増えることになると思われます。そのような時代の非行政書士による不正な申請等を防ぐための啓発も重要な課題です。

本年も行政書士制度の理解を深めていただけるよう、広報活動に努めてまいります。

ADRとデジタル化

ADRセンター長　二瓶　裕史

あけましておめでとうございます。昨年中は、当センターの活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございました。

様々な業界や分野でデジタル化の波が大きな影響を及ぼしています。ADRも例外ではなく、昨年の年頭のご挨拶ではODR（オンライン調停）について触れさせていただきましたが、本年度、法務省ではさらに踏み込み、チャットによる調停を実証事業として行いました。事前の相談から調停までのすべてをチャットによるコミュニケーションのみで行うというものです。当事者も実施者側も、移動せずに相談や回答ができるという点は大きなメリットとしてあげられていましたが、文字による回答は口頭よりも時間がかかるというデメリットもありました。

これまで、オンラインも含め、あくまでもお互いの顔を見合いながら行うコミュニケーションスキルの向上を目指してきましたが、文字のみのコミュニケーションを考えたときには、それ用のスキル向上も課題となってきます。

当事者の緊張をほぐすため、調停人が「こんにちは（#^^#）」なんて、絵文字を使うわけにもいかず、雰囲気作りの難しさは想像に難くありません。少しずつ研修会でも触れていけるよう、情報収集をしてまいります。

調停や、コミュニケーションスキルについてご興味のある方は、ぜひとも研修会等ご参加くださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和7年も皆様にとって素晴らしい一年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

長野県外国人材受入企業サポートセンターの活動について

外国人材受入企業サポートセンター長
赤羽　康志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、日頃より長野県外国人材受入企業サポートセンターの活動にご理解と

ご協力を賜り誠にありがとうございます。当センターは、外国人材の採用を希望する県内企業・団体の支援および県内の大学・専門学校等を卒業後に就職を希望する外国人留学生の県内定着を図ることを目的として、長野県行政書士会が長野県から委託を受けて設置・運営しています。

主な活動内容としましては、①企業向けサポート窓口を設置し、外国人材の受入に関する県内企業・団体からの相談に電話または対面で対応すること ②在留資格や外国人雇用のルールなどを周知するための企業向けセミナーを県内７地区で開催すること ③外国人留学生が多数在籍する県内の大学・専門学校において、就職に伴う在留資格変更許可申請手続きの事務指導や日本の労働慣行などについての教育活動を実施すること ④県が設置している「長野県多文化共生相談センター」が実施する市町村窓口での出張相談会に専門的知識を持った行政書士を派遣することが挙げられます。

その他に、長野県教育委員会、地域振興局、商工会議所からの依頼を受け、各団体が主催するセミナーへの講師派遣を行いました。

特定技能１号に４分野が新たに追加され、既存分野でも対象業務が拡大されたことから、当センターに寄せられる相談は特定技能関連がもっとも多く関心の高さがうかがえます。外国人材の適法かつ円滑な受入れをサポートするため、情報提供を続けるとともに、外国人材の活用を検討する企業の皆さまからの質問に迅速かつ的確に回答できますよう、センター員一同研鑽を積んで参ります。

本年もよろしくお願いいたします。

活動報告と
今後の課題について

デジタル推進特別委員長　土屋　帝

新年あけましておめでとうございます。

長野県行政書士会デジタル推進特別委員会の土屋です。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

さて、新年を迎え、DX 化がますます加速する中、当委員会では会員の皆様の業務効率化を図るため、様々な取り組みを進めてまいりました。Zoom を活用した研修会のオンライン配信、デジタルリテラシー向上のための研修会の開催、そして当会が保有するデジタル機器の更新など、会員の皆様にご活用いただける環境整備に努めてまいりました。

これらの取り組みを通じて、会員の皆様からは多くの貴重なご意見やご要望を頂戴し、大変感謝しております。これらの声を踏まえ、今後もより一層、会員の皆様にとって使いやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

DX 化は、単に IT ツールを導入することだけではなく、働き方や組織のあり方そのものを変えていくものです。当委員会では、今後も会員の皆様一人ひとりがデジタル技術を習得し、業務に活かしていくことの重要性を認識し、様々な支援を行ってまいります。

委員としての任期も残り少なくなってまいりましたが、本会会館のプロジェクター等の機器更新と、保存書類のデータ化に関する環境整備については今年度中に完了する予定ですのでご期待ください。

今後の課題について

オンライン行政サービスの研究を深めていく必要があると考えております。様々な行政サービスのオンライン化が進んでおり、網羅的な調査も必要になると思いますが、委員のマンパワーも限られておりますので、まずは優先して研究すべき内容の検討からということになるでしょうか。

DX 化は、私たち行政書士の業務のあり方を大きく変えようとしています。変化を恐れず、新しい技術を積極的に取り入れ、共に成長していきましょう。

本年も会員の皆様が、健康で豊かな一年を過ごされますよう心よりお祈り申し上げます。

新年のご挨拶

（公社）コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部（コスモスしなの）支部長　柳澤　誠

新年明けましておめでとうございます。長野県行政書士会会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は当支部活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年は、首都圏を中心にいわゆる「トクリュウ」（匿名流動型犯罪グループ）による高齢者を狙った強盗事件が多発しました。これまであった「オレオレ詐欺」や「特殊詐欺」による被害も一向に減る様子が見えません。また、飯山市のサービス付高齢者住宅の従業者による多額の横領事件も発生しました。いずれの事件も独居で財産のある高齢者がターゲットとなった事件です。だれもがこのような犯罪に巻き込まれること無く、穏やかに生活したいと思っているところです。しかし、独居の高齢者の方が日々の生活の不安から多額の現金を自宅に持っていたり、身近に相談できる人がいない状況から、犯罪に巻き込まれてしまうことがあります。こういった方々に私たち行政書士が任意後見や見守りによる安心を提供できることを発信していくことが必要です。また、地域の成年後見センターでは、相談のあった事案について成年後見の受任者について誰が適任かを判断する会議が開かれていますが、借金などの経済的な課題を抱えられた方、精神的な病状に起因する近隣住民とトラブルを抱えられた方等、対応に苦慮する事案が多数ある中で、対処すべき士業専門職の受任者が少ないというジレンマがあります。このような場面でも、地域に根ざした私たち行政書士が果たせる役割があるものと思います。ぜひ、多くの皆様に成年後見を含む権利擁護支援の活動に参画していただき、地域の中での行政書士の社会的な役割を推進していただければと思います。コスモスしなのの会員も各地域での活動を行っておりますので、ぜひお声をお掛けいただければ幸いです。

最後になりましたが、長野県行政書士会会員の皆様にとって本年がより良い一年となりますよう祈念申し上げるとともに、本年もコスモスしなのに変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

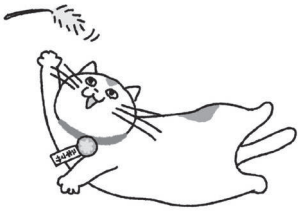

あけまして
おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます

会長	和田英幸		
副会長	荻原政吉		
副会長	上島聡		
副会長	二瓶裕史	理事	鈴木潤
副会長	松島茂行	理事	良川泰章
理事	渡邊博昭	理事	涌井史明
理事	土屋帝	理事	大前進一郎
理事	木村和彦	監事	藤森ひろ子
理事	五味直美	監事	小林良美
理事	吉田靖史	名誉会長	山本準一
理事	木下茂	顧問	竹内波美男
理事	飯塚肇	顧問	小泉俊博
理事	小野清仁	顧問	小川修一
理事	友渕大	事務局長	井上雅彦
理事	三浦洋子		事務局職員一同

日　行　連　関　係

関東地方協議会連絡会参加の報告

副会長　荻原　政吉

令和 6 年 11 月 21 日（木）・22 日（金）の 2 日間にわたり関東地方協議会連絡会が群馬県高崎市で開催されました。今年度は関東地方協議会（関地協）1 都 10 県のうち群馬会が担当の年で、次年度は長野会となります。長野会からは、和田会長、松島副会長、上島副会長、二瓶副会長、井上事務局長、そして私の 6 名が参加しました。

（左から）井上事務局長、荻原副会長、和田会長、上島副会長、松島副会長

本年度の関東地方協議会連絡会は、本年 9 月 27 日（金）に各業務連絡会が先に開催され、今回は「講演会及び日本行政書士会連合会（日行連）との連絡会」が主な内容となっています。

開催にあたり、関地協会長である古田島群馬会会長の歓迎の挨拶から始まり、群馬県津久井副知事、日行連常住会長の来賓のご挨拶で本協議会が始まりました。

群馬県　津久井副知事

日行連　常住会長

講演会では「今、これからの災害に備えておくこと～行政書士に出来ること～」と題しまして、防災システム研究所所長山村武彦様よりご講演を頂きました。

山村氏は、阪神淡路大震災、東日本大震災、そして能登半島地震などの国内外を問わず多数の災害現場から、、防災意識の啓発と危機管理の必要性さらには、その対応策として「互近所」「防災隣組」を考案し提唱され、日本全国にわたり意欲的に活動されています。

実際の災害現場の映像をもとに、これから自然災害に対してどうあるべきかを強く訴えてる様子に強く感銘いたしました。

次に、「日行連の当面の諸課題及び事業の説明」を日行連の常住会長から、現在の日行連でおこなっている活動、その進捗状況を力のこもった語り口で説明いただきました。詳細は「日本行政」にてご確認ください。

その後、場所を移し懇親会となりました。主催者である群馬会の計らいで迫力ある和太鼓の演奏を聞きながら、各単位会の参加者の方々との情報交換、親睦を深めることができました。

２日目は、先日行われた各業務連絡会からの「日行連に対する要望・意見に対する回答」がおこなわれました。さらに質疑応答、そして日本行政書士政治連盟の井口会長より、現在の活動、法改正への取組状況について詳細に報告がありました。

このあと、会長会、事務局長会議が個別に行われ２日間の日程を終了いたしました。

以上、ご報告とさせて頂きます。

事　業　報　告

文化講演会報告

広報業務対策部員　大前　進一郎

先日、県会が主催した文化講演会が無事に終了しました。多くの方にご参加いただき、講演中も大きなトラブルはなく、成功裡に終えることができました。

今回の講師は、海洋冒険家であり、著名なジャーナリストの辛坊治郎さんでした。辛坊さんの話術は、場面ごとの緩急や強弱を使い分け、聞き手を引き込むものでした。また、ところどころにユーモアや笑いを交えながら広範な話題を取り上げ、その巧妙な構成が最後まで一貫性を保って進行していた点に特に感銘を受けました。

和田会長あいさつ

講師　辛坊治郎氏

印象的な講演内容

印象深い言葉として耳に残ったのは「失敗の方が役に立つ」という辛坊さんのメッセージです。この言葉は、失敗を恐れず挑戦することの大切さを強く訴えかけていました。さらに、「何人も必ず誰かに支えられて今がある」という言葉も強く心に響くものでした。

辛坊さんがこう考えるようになった具体的なエピソードとして、自身がヨットの航海中に遭遇した困難を通じて学んだ教訓が挙げられました。海上自衛隊の救難飛行艇に救助された際の経験は、失敗や困難が人を成長させることを実感させるものでした。また、「最後の最後にロープに結び目があったことで助かった」という場面は、辛坊さんの真に迫る話し方によって、大変印象に残るものでした。

結論と情報の重要性

今回の講演では、辛坊さんが「失敗の方が役に立つ」というメッセージに加え、もう一つ重要なテーマとして「情報を見極める力」を強調されていました。多くの情報があふれている現代において、正しい判断をするためには、目の前にある情報の正確さを見極め、選択することが重要だと述べられていました。

辛坊さんは「明日を読むためには、正しい判断は正しい情報から始まる」と述べ、情報の正確さを理解することが将来の決断において非常に大切であることを強く訴えていました。この結論は、講演全体を通じて一貫したテーマとして、参加者に深く印象付けられたことと思います。

最後に、会員の皆様、一般の方、合わせて 182 名の方にご参加をいただき、本当にありがとうございました。

令和６年度ブラッシュアップ研修会開催報告

研修副部長　五味　直美

令和６年11月１日午後、研修部主催のブラッシュアップ研修会が長野県行政書士会館にて開催されました。研修会は会館３階大会議室とオンラインのハイブリッド形式で行われ、32名（会場15名、オンライン12名、研修部・デジタル推進特別委員会５名）の会員が参加しました。

今回は東京都行政書士会から伊藤浩先生を講師にお招きし、「更なるステップアップのために・法改正と行政書士の未来」と題して登録３年以上10年程度の会員を主な対象とした講義をしていただきました。

研修会は研修部によるアイスブレイクからスタート。小グループに分かれての自己紹介＋他己紹介で打ち解けたあとはオンライン受講者も参加して、言葉による情報伝達の難しさを体感するミニゲーム。講義一辺倒の研修とは一味違った幕開けとなりました。

アイスブレイク

オンライン受講者

講義は伊藤先生の「今朝、新聞を読みましたか？気になったニュースは？」との問いかけで始まり、(1) ５年目とはどういう状態か　(2) 仕事論　(3) ５年目の事務所経営　(4) 行政書士法について　(5) 経営に真正面に真剣に取り組むこと　(6) 行政法を実務で使えるように学び直す　(7) 新技術・新分野　(8) 大きな視点から　というテーマに沿って進められました。行政書士としての法律との向き合い方や知識の蓄え方はもちろんのこと、今後主流となるであろうオンライン申請やAIをはじめとするデジタル技術についてなど、様々な情報に触れることのできる内容でした。また、集客方法、業務の進め方、読んでおくべき書籍類、お金に関することなど、伊藤先生ご自身の歩みや体験談がふんだんに盛り込まれた講義は、日頃気にはなってもなかなか聞けないことを知る良い機会となったのではないでしょうか。

研修会終了後には講師を囲んでの懇親会が催され、楽しい交流のひと時となりました。

今回のブラッシュアップ研修会が、参加された会員の皆さまのステップアップの一助となれば幸いです。

業　務　資　料

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留資格「特定技能」に係る申請を予定されている関係者の皆様へ

2025年1月以降、窓口の混雑や審査結果の通知が大幅に遅くなることが予想されます。

※2022年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限緩和に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了することに伴うものです。

以下の点に注意して、申請をお願いします。

必要書類がそろっているか、必ず御確認ください。
書類に不足があると、審査が遅延します。

※提出資料の御確認はこちらから

オンライン申請をぜひ御活用ください。

・オンライン上で審査状況を確認できます。窓口申請の場合、個別の申請に関するお問合せにはお答えできません。
・オンラインで申請を行えば、在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることができます。（海外に住む外国人本人に転送が可能であり、その後の手続を速やかに行うことが可能です）

※オンライン申請に関する御案内はこちらから

在留期間中に受入れ機関の書類を準備できない場合は、「特定活動（特定技能1号への移行を希望する場合）」への在留資格変更許可申請を行ってください。

※特定活動の申請に関する御案内はこちらから

お知らせ

世界をつなぐ、未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

■生活オリエンテーション動画■

生活オリエンテーション動画とは？？

出入国在留管理庁では、日本に住む外国人の方が日本社会にスムーズに定着できるよう支援するために、「生活・就労ガイドブック」を基に、生活オリエンテーション動画を作成しました！

動画の一部を紹介！

生活ルール

ごみ捨て場ではない場所にごみを出してはいけません。

税金制度

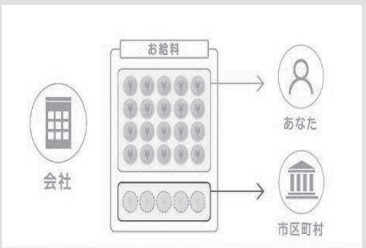

ほとんどの場合、会社が給料から住民税を引いて、本人に代わって支払います。この支払い方を「特別徴収」といいます。

緊急・災害

「台風・豪雨」…強い風が吹いたり、大雨が降ったりします。
台風や豪雨によって、川の水があふれたり、山やがけが崩れたりすることもあります。

どんな内容があるの？

以下の**１５パート**の内容があります！

- はじめに
- 交通ルール
- 生活ルール（暮らし）
- 生活ルール（公共施設）
- 医療機関
- 緊急・災害
- 入管・住所の手続等
- 健康保険制度
- 年金制度
- 税金
- 雇用・労働
- 相談窓口の案内
- 初歩的な日本語学習
- 終わりに
- 概要

日本語だけなの？

日本語を含めて合計**１７言語**で作成しました！

- 日本語
- 英語
- 中国語（簡体字）
- 中国語（繁体字）
- 韓国語
- ベトナム語
- ネパール語
- インドネシア語
- フィリピノ語
- タイ語
- ポルトガル語
- スペイン語
- クメール語（カンボジア語）
- ミャンマー語
- モンゴル語
- ウクライナ語
- ロシア語

出入国在留管理庁ホームページ、その他インターネット上（YouTube等）で配信中！

入管庁ホームページ

日行連発第1040号
令和６年11月６日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常住　豊
法務業務部
部長　坪川　貞子

戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始に向けた
法務省からの案内ついて

平素より本会の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

標題の件につきましては、「戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始について（周知依頼）」（令和６年５月７日付・日行連発第125号）にてご連絡させていただいたところですが、今般、法務省から別添のとおり当該制度の開始に係る行政書士に向けた案内をご提供いただきましたので、お知らせいたします。なお、当該案内につきましては、日本行政１月号に掲載する予定としております。

貴会におかれましては、会員への周知に引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜別添＞
来年５月から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する取組が始まります！（原稿）

＜参考＞
法務省HP：https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html（戸籍に振り仮名が記載されます）

以上

来年５月から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する取組が始まります！

法務省民事局民事第一課

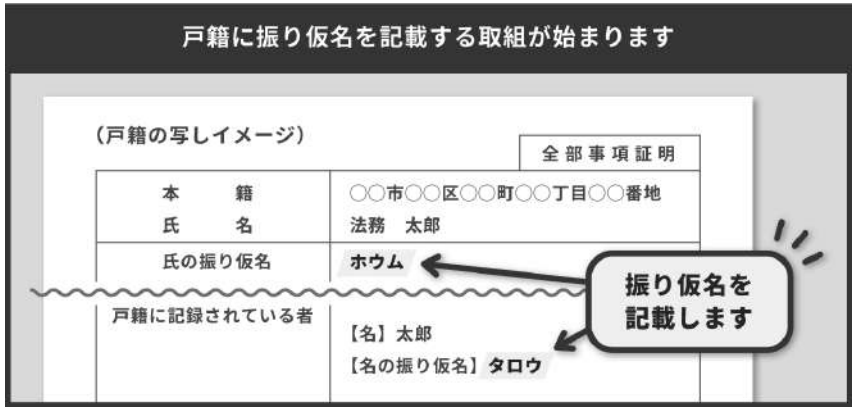

いよいよ、改正戸籍法が来年（令和７年）５月２６日に施行され、全国民の戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。

これまでは、例えば、「新谷」とあっても、「あらや？」「にいや？」「あらたに？」「しんたに？」と明確にならず、氏名の振り仮名は本人確認情報として利用困難でした。今回、戸籍において氏名の振り仮名を公証することは、行政サービスを始めとする各種システムの検索や管理等の正確性・効率化に資するもので、デジタル社会の重要な基盤となるものです。

全ての国民の皆様に関係のある法改正ですが、氏名の振り仮名を官民の手続で利用可能となることから、行政書士の皆様の業務への影響や、依頼者からの質問も予想される、影響の大きい内容といえます。

この記事では、皆様にぜひ知っていただきたい、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れなどのポイントについてご説明します。

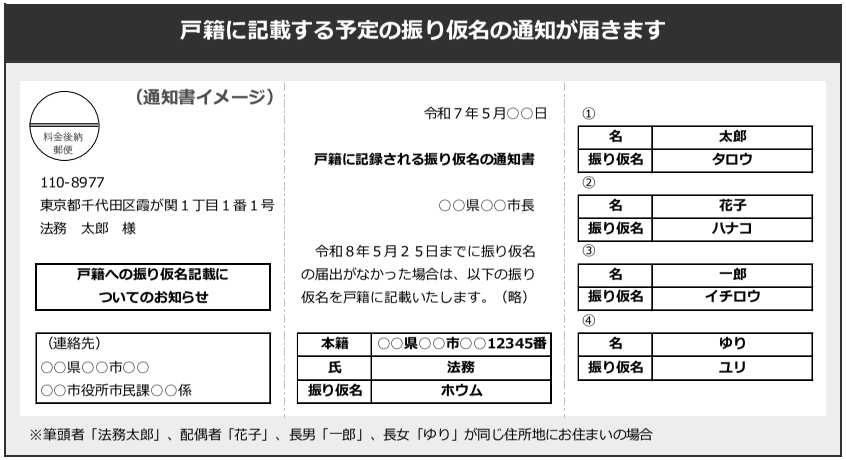

令和７年５月２６日以降、本籍地の市区町村から、国民の皆様に、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を郵便で通知しますので、通知書に正しい振り仮名が記載されているか、ご確認ください。

振り仮名の通知書は、戸籍単位で送付される予定ですので、例えば、父、母、長男、長女の４人家族で同じ住所にお住まいの場合には、家族４人分の振り仮名が記載された通知書が住所地に届くことになります（同じ戸籍に別の住所にお住まいの方がいる場合は、住所地ごとに届きます。）。

※通知書の内容は、住民票に記載されている振り仮名の情報を参考にして、作成されます。

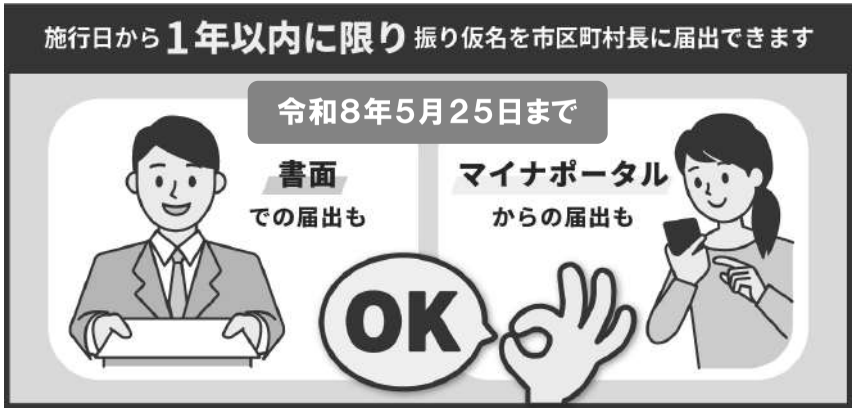

通知書に記載された振り仮名を必ず確認していただき、もしあなたの実際の振り仮名と異なる場合には、令和８年５月２５日までに、市区町村に必ず正しい振り仮名の届出をしてください。ここが、特に重要なポイントになります。

振り仮名の届出をしなくても、令和８年５月２６日以降に、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されることになります。なお、通知書に記載された振り仮名が正しい場合でも、早期の戸籍への記載を希望される方は、振り仮名の届出をすることができます。

もし振り仮名の届出をする場合には、マイナポータルからオンラインで行うことができます（この他、市区町村への郵送・窓口でも可能）。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に赴く必要がなく、いつでもスムーズに手続ができますので、届出をする場合にはぜひご利用ください。

※氏の振り仮名は戸籍の筆頭者が、名の振り仮名は戸籍に記載されている者が届出をすることができます（未成年者は、親権者から届出することもできます。）。

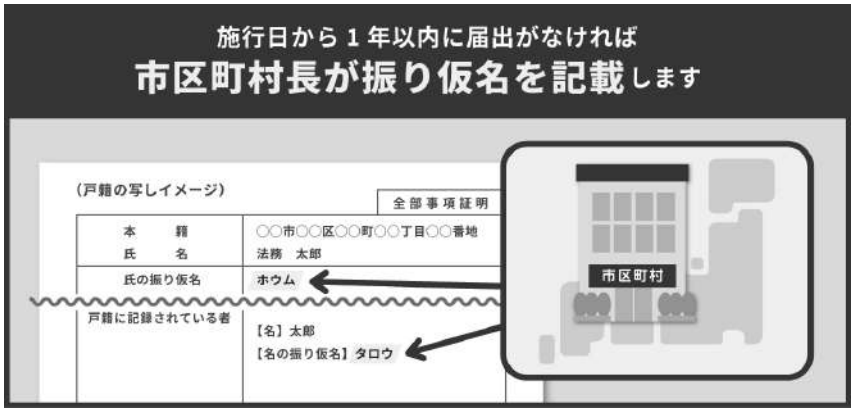

これまで述べたとおり、市区町村に振り仮名の届出をした場合は、戸籍にその振り仮名が記載されます。また、令和８年５月２５日までに振り仮名の届出をしなかった場合には、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

このようにして、全ての国民の戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになります。

そして、届出した後の振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出する必要があります。なお、届出がなかった場合に戸籍に記載された振り仮名は、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

戸籍の振り仮名制度に関するお問い合わせについて

下記の法務省ホームページの特設サイトでは、制度に関する「よくあるご質問」を掲載しています。今後、マイナポータルからの振り仮名の届出の方法についても、動画で分かりやすくご案内する予定です。

読者の皆様に依頼者から質問・相談があった場合には、ぜひ適切なご案内をお願いします。また、戸籍に振り仮名を記載する取組に関して、法務省・法務局の名称などを不正に使用した勧誘や架空請求などにもご注意ください。

【戸籍の振り仮名制度特設サイトの二次元バーコード】

戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

日行連発第１１６５号
令和６年１１月２９日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常住　豊
法務業務部
部長　坪川　貞子

フリーウィルズキャンペーン２０２４について（周知）

今般、遺贈寄付を広げる文化活動を行っている一般社団法人日本承継寄付協会から、標記キャンペーンについての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本キャンペーンは、公証役場、士業、金融機関等に遺言書（１０万円以上の遺贈寄付を行う旨を記載するもの）の作成を依頼した方を対象に、その作成費用の内１０万円分を助成するというもので、会員の皆様にも活用いただけるキャンペーンとなっております。

詳細は、別添のチラシをご参照ください。

なお、別添のチラシにつきまして、キャンペーン期限は２０２４年１２月３１日までと記載されておりますが、２０２５年３月まで延長する予定とのことですので、ご承知おきください。

【別添】チラシ_フリーウィルズキャンペーン２０２４

以上

遺言書作成をお考えの方に

《未来へのラブレター》

遺言書の作成費10万円を助成する

フリーウィルズキャンペーン

FREE WILLS CAMPAIGN

後援：内閣府 Cabinet Office　法務省 MINISTRY OF JUSTICE　日本公証人連合会

ご申請期間：2024年 9月17日(火)から12月31日(火)

先着順

対象者　遺言書作成費用が発生した方
（ただし遺言書の中に、10万円以上の遺贈寄付が入るもの）

助成対象　公証役場、士業、金融機関等の支援機関による
遺贈寄付を記した遺言書作成費用のうち「10万円分」

お申込先はサイトまで ▶ https://freewills.izo.or.jp/

【 少額からできる。財産の用途を社会貢献に使うことができる「遺贈寄付」 】

人生の集大成の社会貢献として注目されている遺贈寄付。相続の一部を数万円からでも生まれ育った自治体や学校、応援したいNPOなどに寄付することができます。ご自身が助成の対象となられるか、まずはお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ：フリーウィルズキャンペーン相談受付

☎ 03-3868-7011 9:00-18:00/土日祝除く

本チラシ裏面もご確認ください。

日本承継寄付協会 LEGACY GIVING JAPAN　主催：一般社団法人日本承継寄付協会

■ 募集概要

遺贈寄付実行のための専門家報酬（遺言書作成報酬、寄付が含まれる税務相談報酬）の一部（10 万円分）を助成するキャンペーンを、全国の公証役場、士業、金融機関等遺贈寄付の相談を受ける専門家への報酬を対象に行い、寄付検討者への負担軽減を目的としています。2024 年 9 月 17 日(火)～ 12 月 31 日(火) 中に、寄付検討者の相談を担当している専門家がキャンペーンに申請し承認された方が対象となります。非営利法人（NPO 法人、公益社団、財団法人等）、地方自治体、学校法人が寄付先対象となります。

■ 対象となる遺贈寄付の内容・要件

寄付額 10 万円以上の遺言書の作成、寄付額 10 万円以上発生する税務・寄付相談・法務相談

※相続税申告の際に寄付が発生する相続税申告報酬、相続手続きの際に寄付が発生する専門家報酬も助成対象になります　※原則、公正証書遺言、法務局保管をされた遺言書について助成をしております。専門家が保管する等の場合には事務局までご相談ください

［対象期間］
2024 年
9月17日(火)
▼
12月31日(火)

ご申請のステップ

1. **公証役場、士業、金融機関等の専門家に遺贈寄付について相談**
   相談先をお探しの際は日本承継寄付協会で遺贈寄付の相談ができる専門家をご紹介致します。*1
2. **キャンペーンサイトより事前申請**
   ※WEB フォームより ご申請ください
3. **遺言書作成後申請をする**
   （事前申請後にメールでご案内）
4. **助成金をお振り込み**

*1 専門家をお探しの方や、または専門家にご依頼されており遺言書制作者様ご本人が申請を行いたい場合は日本承継寄付協会までご相談ください。キャンペーンサイトの問い合わせフォーム、または 03-3868-7011 (9:00～18:00／土日祝除く) をご利用ください。

※先着順のため上限数がございます。また遺言書作成支援、税務申告等で遺贈寄付がなされる、もしくは寄付の遺言書ができた場合のみキャンペーンが適応されます。

主催：一般社団法人日本承継寄付協会

日本承継寄付協会 LEGACY GIVING JAPAN

人生の集大成としての相続財産からの寄付を応援し、「遺贈寄付」や「財産の様々な承継方法」を支援しています。全国から相談をお受けし、安心して相談できる窓口を増やす活動や、寄付の相談や手続きなどのお手伝いをしています。www.izo.or.jp

はじめて遺贈寄付を検討される方へ

寄付先探しに役立つ冊子「えんギフト」を無料配布中です。

https://www.izo.or.jp/service/gift.html

6建政号外
令和６年(2024 年)12 月 17 日

一般社団法人　長野県建設業協会　会長
長野県行政書士会　会長　　様
長野県建設労働組合連合会　執行委員長

長野県建設部建設政策課建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。

令和４年度から設置している標記相談窓口につきまして、令和７年１月から３月までのスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

（問合せ先）
長野県建設部建設政策課 建設業担当　宮川
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420
E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

建設業許可等に係る現地相談窓口について

１　概　要

建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。

２　相談できる内容

長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。

- 建設業許可　　（建設業法第３条に基づく建設業の許可及び更新）
- 変更届　　（建設業法第11条に基づく建設業許可の変更等の届出）
- 廃業届　　（建設業法第12条に基づく廃業等の届出）
- 承継・相続認可申請（建設業法第17条の２及び第17条の３に基づく認可）
- 経営事項審査　　（第27条の23に基づく経営事項審査）

３　開催スケジュール（令和７年１月から３月分）

相談時間：[要予約]13 時 15 分から 16 時 45 分

地域	開催日	会　場	地域	開催日	会　場
北信	1/15（水）	県庁西庁舎 109 号会議室	東信	1/22(水)	上田合同庁舎 301 号会議室
	2/6（木）	県庁西庁舎 109 号会議室		2/7(金)	佐久建設事務所旧用地課打合せスペース
	3/４(火)	県庁西庁舎 109 号会議室		3/7(金)	上田合同庁舎 301 号会議室
中信	1/30(木)	松本合同庁舎 101 号会議室	南信	1/24（金）	諏訪合同庁舎 501 号会議室
	2/18(火)	松本合同庁舎 202 号会議室		2/20(木)	伊那合同庁舎 503 号会議室
	3/5(水)	松本合同庁舎 202 号会議室		3/６(木)	飯田合同庁舎 202 号会議室

※所在地以外の会場でもご参加可能です。
※木曽、大町、北信合同庁舎での開催はありませんので、他の会場をご利用ください

４　事前予約

相談を希望される方は、相談会開催の前日までに電話予約をお願いします。
予約電話番号は、下記「５　相談の詳細について」に記載の URL にてご確認ください。

５　相談の詳細について

詳細については、下記ＵＲＬをご確認ください。
[URL] https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html

[QR コード]

６　お問い合わせ

このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420　E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

６建政第289号
令和６年(2024年)12月20日

長野県行政書士会長　様

長野県建設部長
（公 印 省 略）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

このことについて、令和６年12月13日付け国不建第148号で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、改正内容について貴会会員への周知にご配意願います。

なお、県としては、建設業者等に対し、講習会、メールマガジン、手引等により本改正内容について広く周知してまいります。

（問合せ先）
建設政策課建設業担当（担当）石澤
電　話　026－235－7293（直通）
ＦＡＸ　026－235－7420
E-mail　kensetsu@pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）
技術管理室基準・指導班（担当）下川
電　話　026－235－7312（直通）
ＦＡＸ　026－235－7482
E-mail　gijyukan@pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）
技術管理室入札・契約班（担当）茅野
電　話　026－235－7313（直通）
ＦＡＸ　026－235－7482
E-mail　gijyukan@pref.nagano.lg.jp

国不建第148号
令和６年12月13日

各都道府県建設業担当部局長　あて

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けているところであり、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

今般、上記を踏まえ、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第49号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和24年法律第100号）等の一部改正を行ったところであり、請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等及び監理技術者等の専任義務の合理化等の事項については、改正法の公布の日から起算して６か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

そのうえで本日、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和６年政令第365号）により、改正法によるこれらの改正内容の施行の日を令和６年12月13日とすることとし、かつ、その運用の詳細を、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和６年政令第366号）による建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正並びに「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第106号）による建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則」（令和６年国土交通省令第105号）の制定により下記のとおり定めたため通知します。

貴職におかれましては、下記の内容をご了知いただくとともに、適切な対応を図られますようお願いいたします。

記

一　建設業法の一部改正関係

（１）請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第 19 条第１項関係）

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、「価格等※１の変動又は変更※２に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め」を書面に記載しなければならないこととされた。

※１　物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第２条に規定する価格等をいう。

※２　「価格等の変動又は変更」とは、価格の高騰や下落を指す。

当該定めの内容としては、「（注文者及び受注者が）協議して定める」とするほか、例えば、注文者及び受注者双方の合意の下、「（注文者及び受注者が）協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられ、その旨「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（以下「建設業法令遵守ガイドライン」という。）で明確化した。

一方で、当該定めの内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものであるとは言えず、本項に違反するため、上記同様にその旨建設業法令遵守ガイドラインで明確化した。

（２）工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第 20 条の２関係）

（i）建設業者からのおそれ情報の通知

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報（以下「根拠情報」という。）と併せて通知しなければならないこととされた。

そこで、上記事象が発生するおそれがある旨の情報（以下「おそれ情報」

という。）については、建設業法第 19 条第１項第７号又は第８号における定めによる協議の対象になる事象のうち、受注予定者の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関する情報であり、注文者に契約前に通知することで注文者に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化することとなる内容であるべきであることから、同法第 20 条の２第２項の委任を受けた建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 13 条の 14 第２項において、以下のとおり定めることとした。

①主要※３な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

②特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

※３　「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

また、根拠情報としては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、

・メディア記事
・資材業者の記者発表
・公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料

上記を準備することが困難である場合には、

・下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料

等に裏付けられたものを用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き注文者が真偽を確認することが困難である情報は除かれる旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

なお、規則第 13 条の 15 に基づき、これらの情報を通知する際には書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うものとするとともに、建設業法令遵守ガイドラインで定めるとおり、注文者も当該情報を確認したということを記録するために、注文者及び受注者双方が見積書と共に当該情報を記載した書面又はメール等を保存しておくことが望ましいものとした。

＜公共工事における通知の方法とその取り扱いについて＞

建設業法令遵守ガイドラインで補足するとおり、公共工事においては、おそれ情報は落札者決定後から契約締結まで（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）に通知すべきものとすることとした。この通知

については、別添の「公共工事における建設業法第 20 条の２第２項による通知の参考様式」を踏まえ、事前に様式を作成するとともに、入札公告時に周知を行う等により、受注予定者に事前に共有を図るよう各公共発注者に求めている。なお、この場合において、現場説明書等において、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について記載を行うよう留意することとしている。

なお、公共工事において、当該情報は参考とする情報として取り扱われるものである。すなわち、入札自体は発注者が示す条件に沿って行われるものであるため、当該情報が予定価格を含む入札の条件や請負代金を含む契約（変更契約を含む。）の内容に影響を与えるものではないことに留意が必要である。また、当該情報に係る事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であることに留意が必要である。

（ⅱ）通知された事象の発生による契約変更協議

おそれ情報の通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされたところである。

すなわち、受注者から申し出られた契約の変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について注文者及び受注者の間で十分に協議を行うため、注文者はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について受注者に説明する必要がある。したがって、受注者から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に受注者の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に注文者の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める同条第４項の趣旨に反するものである旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

（ⅲ）その他の場合における契約変更協議

(i)の通知をしていない場合においても、受注者から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があったときは、工期や請負代金の額の変更について、建設業法第 19 条第１項第６号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第７号の規定に基づく契約書上

の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第８号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第 20 条の２第２項により事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、通知していた場合に準じて誠実に対応する必要がある。

よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、あらかじめ発注者にその旨を通知しておくことが望ましい旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

＜公共工事における契約変更の取り扱いについて＞

公共工事においては、設計図書と工事施工環境の乖離等について疑念があればあらかじめ「仕様書等に対する質問書」等の質問の機会において発注者に対し質問しておき、契約後は、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約の定めに従った設計変更等の協議にて対応すべきものである。このため、公共工事の発注者は、当該質問の機会を設けることとともに、適切に設計変更等の協議をすべきである。

また、公共工事においては、改正法による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 13 条第２項により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和６年国土交通省令第 105 号。以下「入契法施行規則」という。）第１条に規定する事象が発生した場合に受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、その公共工事を発注した各省各庁の長等は誠実に協議に応じなければならないとされている。これらの協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であり、建設業法及び入契法の趣旨も踏まえて当該請負契約等に基づく対応を適切に行うことをもって、誠実な協議とされるものである。

（３）労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第 25 条の 27 第２項関係）

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされた。

（４）情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第 25 条の 28 関係）

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされた。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされた。

当該指針は、とりわけ、大規模工事を担い多数の下請業者との取引を伴う特定建設業者や、民間工事を牽引する公共工事における工事受注者を主な対象として、元請・下請間の書類等のやり取りの合理化、ＣＣＵＳや建退共電子申請方式の積極的活用、電子契約等の積極的活用といったいわゆるバックオフィスに関するＩＣＴ活用に関して講ずべき措置や、ドローンやウェアラブルカメラといったＩＣＴについて、建設現場において効果的に活用するにあたり留意すべきポイント等について記載するものである。

他方、建設業のＩＣＴ化のためには、受注者のみならず、発注者・工事監理者・設計者等、工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠であり、これらの者においても、本指針を参考に、ＩＣＴ活用に係る環境整備等の一層の推進を図るべきであるとされた。

更に、公共発注者については、電子入札やＡＳＰの活用、書類の簡素化に係る取組について一層取り組むこととされた。特に、ＡＳＰについては、ＡＳＰを導入しているにもかかわらず不要に紙資料の併用を求めることは、メリットを低減させるだけでなく、かえって負担を増加させることとなるため、行わないよう留意すべきであること、ＡＳＰを導入した場合でも、「ワンデーレスポンス」の確実な実施を併せて行うことなどが記載された。

そして、民間発注者については、ＩＣＴ活用の重要性を理解し、本指針の趣旨を踏まえ、公共発注者と同様取組を進めることが重要であるとされた。

（５）監理技術者等の専任義務の合理化（第 26 条第３項関係）

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない数の工事現場の間に限り、当該監理技術者等の専任を要しないこととされた。

これに関し、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがない工事現場の数については、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」

という。）第 29 条において２としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 28 条において１億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては２億円）とすることとした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の２及び第 17 条の３について以下のとおりとすることとした。

①建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法等の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（建設業法第 26 条第３項第１号ロ）

⑴　同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場から当該工事現場におおむね二時間以内に到着できるものであること。

⑵　⑴の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設業者に連なる下請次数が３以下であること。

⑶　当該建設工事の工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。

⑷　当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。

⑸　建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、⑴の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）

・当該建設業者の名称及び所在地
・⑴の主任技術者又は監理技術者の氏名
・当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの法定外労働時間の見込み及び当該労働時間の実績
・当該建設工事に係る次の事項
　－ 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
　－ 建設工事の内容
　－ 当該建設工事の請負代金の額
　－ ⑴の移動時間
　－ ⑵の下請次数
　－ ⑶の者の氏名及び所属、実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
　－ ⑷の措置
　－ ②の情報通信機器

②監理技術者等が各工事現場におけるその職務を情報通信技術の利用によ

り行うため必要となる措置（建設業法第 26 条第３項第１号ハ）

①⑴の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

なお、①(4)の情報通信技術（CCUS 等）や②の情報通信機器（スマートフォン等）等の具体的な運用にあたっての詳細や留意事項について、「監理技術者制度運用マニュアル」において規定することとした。（（６）も同じ）

（６）営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第 26 条の５関係）

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事（当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事に限る。）について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等※４が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない工事現場との間に限り、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされた。

※４　建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

これに関し、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがない工事現場の数については、令第 34 条において１としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 33 条において１億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては２億円）とした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の５及び第 17 条の６において以下のとおりとした。

①当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（建設業法第 26 条の５第１項第３号）

(1)同一の営業所技術者又は特定営業所技術者を設置する営業所と建設工事の工事現場との距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該営業所が、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合におおむね二時間以内に到着できるものであること。

(2)(1)の営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が３以下であること。

(3)当該建設工事の工事現場に置かれる営業所技術者等との連絡その他必

要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。

(4)当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。

(5)工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）

・当該建設業者の名称及び所在地
・(1)の営業所技術者等の氏名及びこれらの者が置かれている営業所の名称
・(1)の営業所技術者等の１日当たりの法定外労働時間の見込み及び実績
・当該建設工事に係る次の事項
　－ 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
　－ 建設工事の内容
　－ 当該建設工事の請負代金の額
　－ (1)の移動時間
　－ (2)の下請次数
　－ (3)の者の氏名及び実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
　－ (4)の措置
　－ ②の情報通信機器

②営業所技術者等が営業所職務等を情報通信技術を利用して行うため必要となる措置（建設業法第 26 条の５第１項第４号）

①(1)の営業所技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

（７）国土交通大臣による調査等（第 40 条の４関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、（２）の規定による通知又は協議の状況、（３）に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

これに関し、調査すべき事項として、規則第 28 条の２において以下のとおり定めることとした。

① 建設工事の請負契約の締結及び履行の状況※5
② 建設業法第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況
③ 建設業法第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況

※5 ①については既に令和６年９月１日施行の規則において規定済み。

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

（１）工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務（第 13 条第２項関係）

各省各庁の長等は、公共工事について、その工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされた。

これに関し、上記事象として、入契法施行規則第１条において以下のとおり定めることとした。

①主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって、公共工事の請負契約に基づき受注者がその内容の変更について協議を申し出ることができる事由であるもの

②労務の供給の不足又は価格の高騰であって、公共工事の請負契約に基づき受注者がその内容の変更について協議を申し出ることができる事由であるもの

（２）施工体制台帳の写しの提出義務の合理化（第 15 条第２項関係）

発注者から公共工事を直接請け負った建設業者が下請契約を締結した場合は、その公共工事に関する工事現場の施工体制等を記載した施工体制台帳を作成することとされており、当該施工体制台帳の写しを発注者に提出することとされているが、発注者がその施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認することができる国土交通省令で定める措置を講じている場合には、当該写しの提出を要しないこととされた。

これに関し、上記措置として、入契法施行規則第２条において、建設キャリアアップシステムその他施工体制台帳の記載事項を閲覧することができる適切なシステムを利用する方法により、発注者が当該記載事項を確認することができるようにする措置を定めることとした。

（３）情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保（第 16 条及び第 17 条第２項関係）

公共工事において、建設業者（下請負人を含む。）は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

また、発注者から直接公共工事を請け負った建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関してその建設業者が講ずる措置の実施のために必要な措置を講ずることができるよう、下請負人の指導に努めることとされた。

さらに、各省各庁の長等は、上記の措置が適確に講じられるよう、その建設業者に対し、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めることとされた。

三 その他（改正法施行関係以外）

建設業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、以下のとおり令及び規則を改正することとした。

（１）技術検定の受検手数料の見直し（令和７年１月１日施行）

建設業法第 27 条に定める技術検定について、人件費や物価の高騰を勘案し、以下のとおり令第 39 条に掲げる受検手数料を見直すこととした。（改正後の受検手数料は令和７年度に実施される検定から適用）

検定種目	現行				改正後			
	１級		２級		１級		２級	
	一次	二次	一次	二次	一次	二次	一次	二次
建設機械	14,700	38,700	14,700	27,100	19,700	57,300	19,700	40,800
土木	10,500	10,500	5,250	5,250	12,000	12,000	6,000	6,000
建築	10,800	10,800	5,400	5,400	12,300	12,300	6,150	6,150
電気工事	13,200	13,200	6,600	6,600	15,800	15,800	7,900	7,900
管工事	10,500	10,500	5,250	5,250	12,700	12,700	6,350	6,350
電気通信工事	13,000	13,000	6,500	6,500	14,300	14,300	7,150	7,150
造園	14,400	14,400	7,200	7,200	17,200	17,200	8,600	8,600

（単位は円）

（２）建設業許可等に係る金額要件の見直し（令和７年２月１日施行）

下記の規定に定める金額について、令和４年度以降の建設工事費の高騰に伴い、それぞれ以下のとおり見直すこととした。

見直し対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限（建設業法第３条第１項第２号、令第２条）	4,500 万円（7,000 万円※6）	5,000 万円（8,000 万円※6）
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限（建設業法第 24 条の８第１項、令第７条の４）	4,500 万円（7,000 万円※7）	5,000 万円（8,000 万円※7）
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限（建設業法第 26 条第３項、令第 27 条第１項）	4,000 万円（8,000 万円※7）	4,500 万円（9,000 万円※7）
特定専門工事※8の対象となる建設工事の下請代金額の上限（建設業法第 26 条の３第２項、令第 30 条第２項）	4,000 万円	4,500 万円

※6 建築工事業の場合

※７　建築一式工事の場合
※８　土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

（３）国土交通大臣の監督処分に係る公告の方法の拡充

国土交通大臣から許可を受けた建設業者が建設業法の規定に違反する行為等を行ったために、国土交通大臣が当該建設業者に営業停止処分又は許可の取消しを行った場合、規則第 28 条の２の規定により国土交通大臣はその旨を官報に公告しなければならないとされているところ、手続合理化の観点から公告の方法として新たにウェブサイトへの掲載等を認めることとした。

（４）「一」に掲げる以外の建設業法令遵守ガイドラインにおける主な改正内容について

建設業法第 19 条の５に規定される「著しく短い工期の禁止」の判断基準について、時間外労働規制に抵触する工期とした場合は建設業法上違反となり、また、「工期に関する基準」に照らして不適正に短く設定された工期とした場合は建設業法上違反となるおそれがある行為であるとして事例を追加することとした。

（５）建設業許可事務ガイドラインにおける主な改正内容について

建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第 15 条第２号に規定する特定営業所技術者の呼称変更に伴い、所要の改正を行うこととした。また、（２）に関し、特定建設業の許可を要する下請代金額の下限の見直しを反映することとした。

（別添）
○建設業法等の改正の概要資料
○建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（官報）
○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（官報）
○公共工事における建設業法第 20 条の２第２項による通知の参考様式
○「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について」（令和６年 12 月 13 日付け国会公契第 15 号、国官技第 328 号、国営管第 348 号、国営計第 112 号、国港総第 483 号、国港技第 74 号、国空予管第 1142 号、国空空技第 400 号、国空交企第 301 号、国北予第 13 号）
○建設業許可事務ガイドライン（本文）
○建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -（本文）
○発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
○監理技術者制度運用マニュアル（本文）
○人員の配置を示す計画書（参考様式）（規則第１７条の２第１項第５号、第１７条の５第１項第５号関係）
○情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針

※　（別添）については、本会ＨＰの会員専用ページに掲載されておりますのでご覧ください

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

令和6年6月14日公布（令和6年法律第49号）

背景・必要性

・　建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円/年	（▲15.6%）	2,022時間/年	（＋3.5%）
全産業	494万円/年		1,954時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和４年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和４年度）

（参考2） 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

［H9］ 685万人（10.4%） ⇒［R4］479万人（7.1%）

出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・　建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁

働き方改革・生産性向上 労働時間の適正化、現場管理の効率化

→ 担い手の確保

→ 持続可能な建設業へ

概要

1．労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化 今回施行①

➡国は、取組状況を調査･公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成･勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告･公表

（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

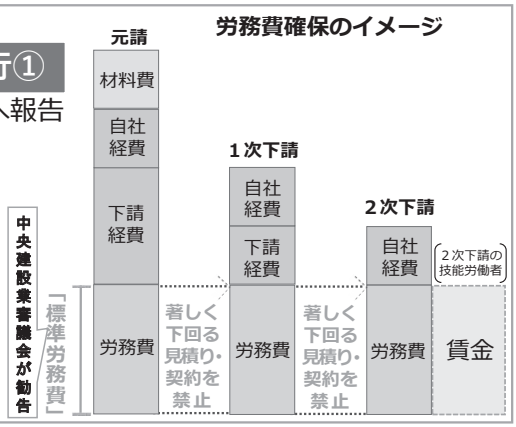

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止 今回施行②

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※　※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化

（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上 今回施行③

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化　※ 多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

【目標・効果】 ・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

（ＫＰＩ） ・技能者と技術者の週休２日の割合を原則100%（2029年度）

日行連発第 1297 号
令和 6 年 12 月 25 日

各単位会長　様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長　様

日本行政書士会連合会
会長　常 住　豊
中央研修所
所長　西 村　誠
申請取次行政書士管理委員会
委員長　櫻 田　直 己

令和 7 年度申請取次関係研修会の開催予定について

日頃から本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度の申請取次関係研修会の開催予定について、別添のとおりお知らせいたします。

次年度も引き続き、地方出入国在留管理局からの講師派遣による講義収録のご協力をいただきながら、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で実施する方針です。

研修を修了された皆様に一律に修了証書を発送する取り扱いに変更はありません。

また、令和 4 年 7 月 20 日付・日行連発第 470 号でご案内のとおり、すでに届出済証明書をお持ちの方の更新手続に、実務研修会の修了証書に加えて 1 年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置についても継続いたします。したがって、新規に申請取次業務を行うことを希望される会員だけでなく、すでに届出済証明書をお持ちの会員の方も事務研修を受講いただけます。

本件については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にてご案内いたしますとともに、「月刊日本行政」1 月号（No.626）にも掲載し各会員へ周知いたします。

ご案内のとおり「月刊日本行政」のデジタル化推進に伴い、冊子での発行は奇数月号の発行時に 2 号分まとめて送付することとなり、令和 7 年 4 月からは奇数月号のみの送付となります。会員の皆様には適宜、デジタル版の「月刊日本行政」をご確認いただくことを推奨しておりますので、貴会におかれましても、貴会会員への周知により一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【別添】
・令和 7 年度行政書士申請取次関係研修会　日程表

以上

令和７年度　行政書士申請取次関係研修会／日程表

	研修区分	受講期間	開催案内 （会員サイト詳細発表）	申込期間	修了証書発行日 （同日発送予定）	結果通知発送予定日 （基準未到達者のみ）
1	実務研修会 （更新）	令和7年 4月11日（金）～4月21日（月）	令和7年 2月上旬	令和7年 2月28日（金）～3月6日（木）	令和7年 5月7日（水）	令和7年 5月13日（火）
2	事務研修会 （新規）	6月17日（火）～6月27日（金）	4月中旬	5月8日（木）～5月14日（水）	7月17日（木）	－
3	実務研修会 （更新）	7月15日（火）～7月25日（金）	5月中旬	6月3日（火）～6月9日（月）	8月7日（木）	8月19日（火）
4	事務研修会 （新規）	9月5日（金）～9月16日（火）	6月下旬	7月18日（金）～7月25日（金）	10月6日（月）	－
5	実務研修会 （更新）	10月15日（水）～10月24日（金）	8月中旬	9月2日（火）～9月8日（月）	11月7日（金）	11月13日（木）
6	事務研修会 （新規）	11月14日（金）～11月25日（火）	9月中旬	10月3日（金）～10月9日（木）	12月15日（月）	－
7	実務研修会 （更新）	令和8年 1月19日（月）～1月29日（木）	11月上旬	11月26日（水）～12月2日（火）	令和8年 2月12日（木）	令和8年 2月18日（水）
8	事務研修会 （新規）	令和8年 2月20日（金）～3月2日（月）	12月中旬	令和8年 1月7日（水）～1月14日（水）	令和8年 3月23日（月）	－

○開催方法

・各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、１年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらず申込みができます。

○修了証書の発送について

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

・開催概要は現時点の予定であり、変更される場合があります。

・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたします。

・各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

日行連発第1315号
令和6年12月27日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常　住　　豊
（大規模災害対策本部長）

罹災証明書の申請様式の統一化について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、内閣府から各都道府県に対し、罹災証明書の申請様式の統一化に関する添付の文書が発出されました。
本件は日行連ホームページの会員専用サイト「連.con」に掲載しますが、各単位会におかれましても、会員等への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

別添：府政防第1481号　罹災証明書の申請様式の統一化

以上

府政防第1481号
令和6年11月8日

各都道府県知事　殿

内閣府政策統括官（防災担当）

罹災証明書の申請書様式の統一化について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

内閣府では、令和2年に、他の都道府県から被災自治体に派遣された応援職員が、罹災証明書の交付に係る事務を円滑に遂行できるようにするため、関係自治体等からの要望を踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示したところです。

一方、罹災証明書の申請書様式は、市区町村において任意の様式が使用されてきたところ、令和6年能登半島地震では、被災者の命と健康を守る観点から2次避難（広域避難）を実施したことに伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があったことを踏まえ、申請書様式についても、事前に統一化を図り、発災時における被災者支援を迅速に進めるための環境整備を進める必要があると考えられます。

こうした問題意識に基づき、本年6月、罹災証明書の申請書様式の統一化を図ることについて、全市区町村を対象としたアンケート調査を実施したところ、多くの市区町村から、賛成の意向が示されたことから、今般、罹災証明書の申請書に係る統一様式を提示することとしました。

貴職におかれましては、今後の大規模災害に備える観点から、罹災証明書の申請書様式の統一化が積極的に進められるよう、関係部局及び管内市区町村に周知のほど、よろしくお願いいたします。

統一様式

罹 災 証 明 申 請 書

市(区・町・村)長　　年　　月　　日

申請者 (世帯主)	住 所 電話番号 (現在の連絡先) 電話番号 (ふりがな) 氏 名
窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住 所 電話番号 (ふりがな) 氏 名 申請者との関係
罹災原因	年　月　日の　による
被災住家※の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	□ 浸水被害 (□床上 □床下)　□ その他被害(以下に記入)
(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)

【留意事項１】

(項目の削除)

1　項目の削除も可能ですが、「申請者（世帯主）」、「罹災原因」及び「被災住家の所在地」は罹災証明書の統一様式における証明事項となっているため、これらの項目は削除しないでください。

(項目の追加)

2　次ページ（留意事項２）を参考に、必要と考えられる記載項目を、適宜、追加してください。記載順や追加する項目数は任意です。

(項目の編集)

3　申請者欄への生年月日の追加、罹災原因欄への災害名称の記入、記入欄の大きさ又は線の太さの変更、詳細な説明の追加等は可としますが、レイアウトを大きく変更しないでください。

(写真を活用した被害区分の判定)

4　下記の場合には、申請者から提出された添付写真等を確認することにより、現地調査を経ずに被害区分を判定することが可能です。写真により被害区分を判定する場合は、次ページ（例１）の「写真による被害区分の判定」欄を追加してください。

（現地調査を省略できる場合）
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
（参考１「外観による判定　一見して住家全部が倒壊」等の例示参照）
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
（参考２「水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について」参照）
・申請者の合意に基づく自己判定方式(※)による一部損壊の判定を行う場合
（参考３「被害が軽微なものの取扱い」参照）

（※）自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）を指す

写真による判定を行う場合、どのような場合に写真による判定が可能であるかを別途周知するとともに、住家が申請者の居住家屋であることが分かるように、表札を含む住家の写真を撮影する等、申請用の写真を撮影する際のポイント等も併せて周知するようにしてください。

なお、被災者に過度な負担とならないように、申請時の写真や図面などの添付・提示を必須としないようにご留意ください。

【留意事項2】（追加項目の記載例（例示であり、これらに限りません））

（例1）写真による被害区分の判定

写真による被害区分の判定（※）	□ 希望する（写真を添付） □ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）
※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

（例2）被災住家の世帯構成員

	氏 名	続柄	生年月日	性別	備考
被災住家の世帯構成員		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

（例3）住家以外の被害

住家以外の被害	

（例4）罹災証明書の必要枚数

罹災証明書の必要枚数	枚

（例5）罹災証明書の使用目的

罹災証明書の使用目的	

（例6）被災住家に関する情報の内部利用の同意確認

住家に関する情報の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 □ 確認しました

（例7）罹災証明書の交付方法

罹災証明書の交付方法	□ 郵送（住所：　　） （宛先：　　） □ 窓口（○○市本庁舎） □ ○○避難所

統一様式
（記入例）

罹 災 証 明 申 請 書

○○ 市（区・町・村）長　　令和○ 年 ○○ 月 ○○ 日

申請者（世帯主）	住 所　○○市○○町○丁目○番○号　電話番号 000-000-0000 （現在の連絡先）同上　電話番号 同上 （ふりがな）○○○ ○○○　※追加可能 氏 名 ○○ ○○　生年月日 平成○年○月○日
窓口に来られた方（申請者と同じ場合は記入不要）	住 所　○○市○○町○丁目○番○号　電話番号 000-000-0000 （ふりがな）○○○ ○○○ 氏 名 ○○ ○○　申請者との関係 子
罹災原因	令和○ 年 ○ 月 ○ 日の 大雨 による
被災住家※の所在地（申請者住所と同じ場合は記入不要）	○○市○○町△丁目△番△号

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	☑ 浸水被害（☑床上 □床下） ☑ その他被害（以下に記入） がけ崩れによる土砂が室内に流入した
写真による被害区分の判定（※）	☑ 希望する（写真を添付） □ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）
※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について　（参考2）

戸建て１～２階建ての木造・プレハブ※1の場合、浸水深による簡易な判定が可能。
（被災者からの申請により、第２次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。）

浸水深	判定（R6.5新設）	外力が作用する場合※2
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上１m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満		半壊
床上0.1m未満	準半壊	
床下浸水	一部損壊	

※1　在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。
※2　津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合。

（参考1）
災害に係る住家の被害認定基準運用指針
参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

木造・プレハブ［地震による被害］第1次調査

第1次調査
● 外観による判定
⇨ p1-5　1 (1)　外観による判定

●一見して住家全部が倒壊

●一見して住家全部が流出又はずり落ち

1-3

（参考3）

災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（抜粋）

		は、住家と同時に調査すると非効率となることが多い。

■被害が軽微なものの取扱い

- 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。
- 自己判定方式を実施することで、「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減することができるため、結果的に罹災証明書の交付の迅速化につながります。
- ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることに合意できることが前提となるため、合意が得られない場合や、被災した住家を撮影した写真からだけでは、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うこととなります。
- なお、受付窓口で写真を元に「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できるかどうかを判断する必要があるため、受付窓口の担当者も被害認定調査に関する基本的な知識等を身につけておくことが必要となります。
- また、特に水害等の被害の場合は住民が発災直後から片付けを行うことが多いため、あらかじめ被災状況を写真撮影しておくよう広報しておくことも重要となります（自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要となります）。（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知）
- 自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって以下に示すような写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。

☆自己判定方式は、具体的には以下のような手順で実施します。

①自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。 －自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害で自ら結果に合意できる　など） －自己判定方式の申請書類等の受付窓口 －自己判定方式による申請受付の開始時期
②申請書類等の配布	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布します。 －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類　等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書を交付します。

☆適正に自己判定方式を実施するためには、申請書の他、被害状況がわかる写真が必要となります。また、被災した住家の図面があれば、被害状況の確認に役立ちます。

①　申請書類	申請書類は以下の情報が記載できるようにします。その際、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにします。 －申請者の住所・氏名及び被災した住家の所在地 －建物の配置状況 －被害の部位及び箇所
②被害状況のわかる写真	－建物の全景（周囲４面、４枚以上） －表札 －被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
③被災した住家の図面（あれば）	－配置図、平面図、立面図　など

＊参考：自己判定方式の活用により調査件数を大幅に減少させた例（千葉県香取市）

・罹災証明書の交付を行った件数のうち、約９割を自己判定方式で対応することができ、現地調査件数を大幅に減少させることができた。

＊参考：被害が軽微な場合に現地調査を行わないこととした事例（埼玉県越谷市）

・ガラスの破損のみである等「半壊に至らない」場合は写真の確認のみで現地調査を行わない場合もあった。

＊参考：写真の確認により「半壊に至らない」の罹災証明書を交付した事例（長野県長野市）

・平成26年11月の長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、住家や物置等が「半壊に至らない」の被害を受けたことにより共済の見舞金等の請求に必要なものについては、下記の書類提出により、罹災証明書を交付した。

（必要なもの）
- 罹災証明書等交付申請書
- 被害状況がわかる写真（カラー印刷可）
- 建物等の図（手書きで結構です。どこが被害を受けたかがわかるように図で示してください）

出典：長野市ホームページ

お　知　ら　せ

行政書士無料相談について

広報業務対策部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

令和6年度「行政書士無料相談会」開催日時・場所

支部	開催日時	開催場所	無料相談の内容・件数															合計
			遺言・相続・成年後見	各種契約	会計記帳・定款・内容証明	不動産関係	戸籍関係	知的財産	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	行政不服申立代理業務	その他	
東信	10月26日(土) 9:00～12:00	上田市中央公民館 第1会議室 (上田市材木町1-2-3)	13							1		2					16
	10月26日(土) 9:15～12:15	佐久平交流センター 会議室3 (佐久市佐久平駅南4-1)															
諏訪	9月21日(土) 10:00～16:00	諏訪市公民館 203・204号室	6			2										1	9
	10月14日(月) 10:00～16:00	諏訪市駅前交流テラス すわっチャオ 会議室1・2															
南信	10月27日(日) 10:00～15:00	伊那市商工会西春近支所 (伊那市西春近5140-3)	5									1				1	7
	10月6日(日) 10:00～15:00	エス・バード B201号室 (飯田市座光寺3349-1)															
中信	10月12日(土) 10:00～15:00	筑北村役場 204・206号室	38	1	2							3		1			45
	10月14日(月) 10:00～15:00	塩尻市北部交流センター (えんてらす) 201・202・203号室															
	10月17日(木) 10:00～15:00	安曇野市役所 211・212・213・214号室															
	10月19日(土) 10:00～15:00	松本市勤労者福祉センター 3-3会議室															
	10月19日(土) 10:00～15:00	木曽町文化交流センター 3階和室															
	10月20日(日) 10:00～15:00	大町市総合福祉センター 第1・第2会議室															
長野	10月 3日(木) 13:00～16:00	もんぜんぷら座	4									1					5
	10月 8日(火) 9:30～12:00	東長野いこいの家															
	10月19日(土) 13:00～16:00	中野市人権センター															
	10月28日(月) 13:30～16:00	須坂商工会議所															
合　計			66	1	2	2	0	0	0	1	0	7	0	1	0	2	82

６長行第２１７号
令和６年１２月１８日

支部長　様

長野県行政書士会
会　　長　和田　英幸
総務部長　鈴木　　潤

長野県収入証紙の売りさばき業務の中止について（通知）

会員の利便性向上と本会の収入増を図るため平成２６年４月１日から行っている長野県収入証紙売りさばき業務につきまして、令和６年１２月１２日に開催した理事会において本会事務局の事務事業の見直しを行った結果、令和７年３月３１日をもって売りさばき業務を中止することになりました。

つきましては、業務の中止に向けて、終了日までの間、新たに在庫の補充を行わないこととし、現在の在庫がなくなり次第売りさばき（販売）を終了させていただきます。

これまでご利用いただきました会員の皆様には感謝申し上げますとともに、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、「長野県収入証紙売りさばき取扱規程」は廃止します。

なお、本会ホームページにも掲載いたします。

職務上請求書確認日について（予定）

令和６年度の職務上請求書確認日（２月、３月）をお知らせいたします。

毎月第１・第３木曜日が原則ですが、日程に変更が生じる場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

「職務上請求書払い出しに関する運用」をご確認のうえ、確認日の前日までに事務局へお申込みください。

なお、確認日は本会ホームページにて公開いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。

令和７年２月６日（木）、20日（木）

３月６日（木）、19日（水）

斡　旋　物　一　覧

品　　名	価　　格	備考
行政書士徽章（ネジ）	3,000円	送料実費
行政書士徽章（タイタック）	3,000円	〃
事件簿用紙	300円	〃
領収書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書**（新様式・A４版）**	800円	「職務上請求書払い出しに関する運用」（別頁掲載）に基づき払い出しいたします。 送料実費

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第７条の４及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の４）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

職務上請求書払い出しに関する運用について

日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第３６条規定に基づき使用済み職務上請求書の確認及び職務上請求書の払出条件等について次のとおり運用する。

１．職務上請求書払出し（購入）のスケジュール

役員による内容確認日を原則毎月第１・３木曜日とする。

その内容確認日の前日までに事務局に郵送または持参されたものについて受付をする。

役員による確認で問題が無ければ、内容確認日の翌日に払い出しを行う。

※第１・３木曜日が祝・休日の場合は当該祝・休日の翌事務局執務日を内容確認日とする。内容確認日の前日が祝・休日の場合は当該祝・休日直前の事務局執務日までに郵送または持参されたものについて受付をする。

（内容確認日：本会ホームページのカレンダーに掲載）

※規則第２４条第１項後段に基づき、審査状況により一定期間払出を凍結する場合がある。

２．申込み・受取方法及び代金支払い方法

○申込み方法

（※使用済み職務上請求書の確認の必要がない場合（新規登録者等）は、即日払出し可能とする）

郵送による申込み：レターパックライトまたはプラスにて事務局宛郵送

来所による申込み：事務局に持参（行政書士証票提示）

※法人会員は法人名・法人の職印を押印のうえ申込み

○受取方法

郵送による受取：返送用レターパックプラス（ライトは不可）を同封すること。事務局から登録事務所宛送付

来所による受取：事務局にて行政書士票提示のうえ受取

○代金支払方法

郵送による受取：返送用レターパックに同封する郵便振替用紙にて職務上請求書代金及び返送用 レターパック代金を支払い（同封されていない場合）

来所による受取：事務局にて現金払い

３．申込時に必要な書類

・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書

・日行連が実施する一般倫理研修受講修了証

令和６年８月改訂版

・来所の場合は行政書士証票、郵送の場合は行政書士証票のコピー

４．購入が出来ない者

・前月分までの会費について完納されていない者　　・補助者

・使用人行政書士　　・規則第３５条の購入及び使用の禁止に該当する者

５．使用済み請求書の確認による払出の可否は下記による

別紙確認表によりチェックを行い、対応方法Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤを選択することとし、各項目の対応は次のとおりとする。

Ａ：払出可

Ｂ：確認役員による電話等で注意・確認を行い問題なければ払出可
電話等で十分な確認ができないと思われる場合はＣに移行

Ｃ：理由書・追加書類の提出を求め、注意・確認を行い問題なければ払出可
問題があると思われる場合はＤに移行

Ｄ：不正または重大な過誤が懸念されるため呼出により役員による聴取を行い問題なければ払出可、問題があれば綱紀案件に移行

６．この運用に記載のない事項は規則に従う。

この運用は令和６年７月１８日以降の払い出しに適用する。

※職務上請求書使用済み控え確認日は、本会ホームページにて公開いたします。

令和６年８月改訂版

様式第２号（第 22 条関係）

令和　　年　　月　　日

行政書士会
会　長　　殿

登録（法人）番号　：
支　　部　　：
氏　　名（法人名称）：

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購　入　申　込　書

１．購入部数（いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。）

１冊	２冊	３冊以上	（　　）冊 備考：所属する社員行政書士の数 （　　）名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

２．業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

３．添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

＜添付しない場合の理由＞

・初回の購入申込み

・紛失　その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

③ 会則第 62 条の２第３項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号						特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	倫理研修	

様式第３号（第22条関係）

誓　約　書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

１．私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

（１）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。

（２）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。

（３）職務上請求書には、不実の記載をしません。

（４）控えは２年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。

（５）廃業の届出その他行政書士法第７条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第１３条の１９の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

２．私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

（１）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。

（２）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。

（３）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

３．上記１又は２に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

４．職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

（１）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。

（２）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日　　付	令和　　年　　月　　日	所属単位会	会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）			職印

＜以下、単位会記入欄＞

払出し管理番号	

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ)」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID)」と「パスワード」が必要になります。**会員登録していただきますと、会報発行のお知らせ、研修情報等が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となります**ので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1.会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2.会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3.パスワード再登録メール

パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4.会員本登録ページ

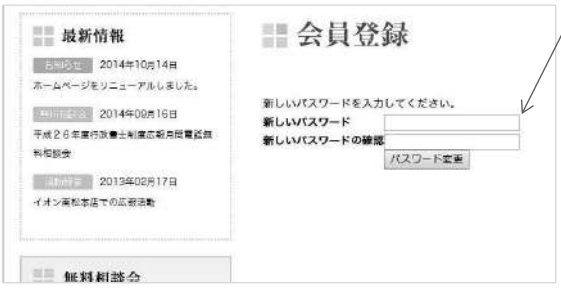

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会　議　報　告

□封印管理委員会

1　と　　き　令和 6 年 10 月 16 日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　良川委員長、中塚副委員長
4　会議事項
(1) 丁種封印会員呼び出し及び事情聴取
(2) 規則の改正について
(3) 会費の徴収について

□国際部研修会

1　と　　き　令和 6 年 10 月 18 日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　三浦部長、春日副部長、金井、八幡各部員、会員 27 名
4　研修内容
(1) 身分系在留資格とは
(2) 身分系在留資格の要件（認定・変更・更新の場合）
(3) 身分系在留資格の在留資格別永住要件他
(4) 質問と意見交換
5　講　　師　長野県行政書士会　国際部長　三浦洋子先生

□綱紀委員会

1　と　　き　令和 6 年 10 月 22 日(火)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　宮嶋副委員長、木内職務代理者、奈良木、宮本各委員
4　研修内容
(1)　綱紀案件の報告
(2)　綱紀案件の聴取について
(3)　その他

□研修部会（オンライン）

1　と　　き　令和 6 年 10 月 22 日(火)
2　出 席 者　髙木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員
3　研修内容
(1) ブラッシュアップ研修会について
(2) 新規登録者必須研修会について
(3) 特定行政書士法定研修の考査についての報告
(4) その他

□一日合同行政相談所

1　と　　き　令和 6 年 10 月 22 日(火)
2　と こ ろ　飯田市、飯田市役所
3　出 席 者　南信支部原満輝会員

□外国人を対象とした無料相談会

1　と　　き　令和 6 年 10 月 29 日(火)
2　と こ ろ　東京都、東京出入国在留管理局
3　出 席 者　金井国際部員

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

1　と　　き　令和 6 年 10 月 30 日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　和田会長、二瓶、鈴木各会場責任者、試験監督員 39 名
4　会議事項
(1) 令和 6 年度行政書士試験合同会議
(2) 令和 6 年度行政書士試験会場別会議
(3) その他

□ブラッシュアップ研修会

1　と　　き　令和 6 年 11 月 1 日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　和田会長、髙木部長、五味副部長、飯塚、涌井各会員、土屋デジタル推進特別委員長、会員 27 名（会場 15 名、オンライン 12 名）
4　研修内容
(1) 研修部によるミニ企画（参加会員間での交流時間）
(2)「更なるステップアップのために・法改正と行政書士の未来」

5　講　　師　東京都行政書士会所属　伊藤　浩先生

□外国人を対象とした無料相談会

1　と　　き　令和6年11月5日(火)
2　と こ ろ　長野市、東京出入国在留管理局長野出張所
3　出 席 者　三浦国際部長、春日国際副部長、金井、八幡各国際部員

□総務部会（オンライン）

1　と　　き　令和6年11月6日(水)
2　出 席 者　和田会長、鈴木部長、平林副部長、井上、藤井各部員
3　会議事項
(1) コンプライアンスマニュアルの改訂について
(2) その他

□令和６年度行政書士試験

1　と　　き　令和6年11月10日(日)
2　と こ ろ　長野会場（JA長野県ビル)、松本会場（松本歯科大学）
3　出 席 者　和田会長、二瓶、鈴木各会場責任者、試験監督員39名

□国際部研修会

1　と　　き　令和6年11月11日(月)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　三浦部長、春日副部長、金井、八幡各部員､会員36名（会場13名、オンライン23名）
4　研修内容・講師
(1) 帰化申請、国籍取得について・長野地方法務局戸籍課長　神津哲也 様
(2) 入管業務における留意点・東京出入国在留管理局長野出張所長　後藤田信也 様

□内閣府･長野県･富山県共催災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会

1　と　　き　令和6年11月12日(火)
2　と こ ろ　長野市、ホテル信濃路
3　出 席 者　柳澤法務部長
4　講　　演
(1) 災害ケースマネジメントのポイント
(2) 被災者の生活再建支援を支える情報マネジメント
(3) 令和元年東日本台風災害被災者見守り・相談支援等事業、長野市生活支援・地域ささえあいセンターについて
(4) よりそいホットライン相談に届く被災者・避難者のリアル
(5) グループワーク
5　講　　師
(1) 津久井進氏(前日弁連災害復興支援委員長)
(2) 井ノ口宗成氏（富山大学都市デザイン学部准教授)
(3) 小野貴規氏（長野市社会福祉協議会地域福祉課ボランティアセンター)
(4) 澤上幸子氏（(一社）社会的包摂サポートセンターコーディネーター)

□一日合同行政相談所

1　と　　き　令和6年11月13日(水)
2　と こ ろ　長野市、長野生涯学習センター
3　出 席 者　長野支部柳澤博志会員

□農林建設部会

1　と　　き　令和6年11月19日(火)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　上島部長、藤澤副部長、田嶋、奈良木各部員
4　会議事項
(1) 次回の研修について
(2) 今後の予定について
(3) その他
(4) 官庁訪問

□封印管理委員会

1　と　　き　令和6年11月20日(水)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　良川運輸交通部長、中塚副部長
4　会議事項

(1) 封印会員の問題事案の発生への対応について
(2) 丁種封印の会費の徴収について
(3) 出張封印の件数の確認

□県警との情報交換会

1 と　き　令和6年11月20日(水)
2 ところ　長野市、会館
3 出席者　良川運輸交通部長、中塚副部長、長野県警交通規制課課長補佐大久保浩 様
4 内　容
(1) 車庫証明申請状況等について
(2) 行政書士会員からの質問・要望等
(3) その他

□デジタル推進特別委員会

1 と　き　令和6年11月21日(木)
2 ところ　長野市、会館
3 出席者　土屋委員長、涌井副委員長、大澤（オンライン)、小池（オンライン）各委員
4 会議事項
(1) 行政書士会デジタル化のための機器選定について
(2) 研修部との共催研修会について
(3) 委員会主催研修会について
(4) その他

□特設合同行政相談所

1 と　き　令和6年11月21日(木)
2 ところ　東筑摩郡山形村、松本井上アイシティ21
3 出席者　中信支部赤羽圭介会員

□日行連関地協連絡会

1 と　き　令和6年11月21日(木)､22日(金)
2 ところ　高崎市、ホテルグランビュー高崎
3 出席者　和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、井上事務局長
4 会議事項
(1) 講演会：今、これからの災害に備えておくこと～行政書士に出来ること～
講　師：防災システム研究所所長
山村武彦 様
(2) 日行連の当面の諸課題及び事業の説明
(3) 全体会（日行連との連絡等）
(4) 会長会、事務局長会議

□日行連福祉関係業務に関する全国担当者会議（オンライン）

1 と　き　令和6年11月25日(月)
2 出席者　柳澤法務部長
3 内容・講師
(1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について・厚生労働省
(2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係）について・こども家庭庁
(3) 日行連と各単位会との意見交換

□外国人を対象とした無料相談会

1 と　き　令和6年11月26日(火)
2 ところ　東京都、東京出入国在留管理局
3 出席者　八幡国際部員

□日行連登録事務手続に関する単位会向けオンライン説明会

1 と　き　令和6年11月27日(水)
2 出席者　中沢、大内各職員
(1) 新会員管理システムの基本的考え方について
(2) 登録事務に関する変更点・課題点について

□総務部会

1 と　き　令和6年11月29日(金)
2 ところ　長野市、会館
3 出席者　和田会長、鈴木部長、平林副部長、井上、藤井各部員
4 会議事項
(1) 新年賀詞交歓会について
(2) コンプライアンスマニュアルの改訂について
(3) その他

□関東地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（オンライン）

1　と　　き　令和6年11月29日(金)
2　出 席 者　上島農林建設部長
3　議　　事
(1) 第3次担い手3法改正について
(2) 建設キャリアアップシステムの普及・促進に向けた取組みと3カ年計画について
(3) 建設キャリアアップシステムに関する各種機能について
(4) 建退共電子申請との連携について
(5) 各構成員の取り組み状況
(6) 意見交換等

□法務省主催 ADRの日 オンライン・フォーラム

1　と　　き　令和6年12月2日(月)
2　出 席 者　二瓶 ADR センター長
3　内　　容
(1) 実証事業の報告
(2) 実証事業で使用したシステムの紹介
(3) パネルディスカッション

□ ADR手続実施者養成研修（オンライン）

1　と　　き　令和6年12月3日(火)
2　出 席 者　二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、受講者9名
3　研修内容　昨年度の総復習（調停技法・4分野・ロールプレイ）
4　講　　師　二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員

□広報業務対策部会（オンライン）

1　と　　き　令和6年12月4日(水)
2　出 席 者　吉田部長、柳澤副部長、五味、友渕、大前各部員、土屋デジタル推進特別委員長
3　会議事項
(1) 事業計画の確認
(2) デジタル推進特別委員会より情報提供・意見交換
(3) 会報166号の発行について

□中間監査

1　と　　き　令和6年12月9日(月)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　藤森、小林各監事、和田会長・政連会長、鈴木総務部長、二瓶政連幹事長
4　監査執行状況

令和6年4月1日から令和6年11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12月12日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□正副会長会

1　と　　き　令和6年12月9日(月)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、鈴木総務部長
4　会議事項
(1) 理事会・幹事会の議題について
(2) その他

□研修部会

1　と　　き　令和6年12月12日(木)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　髙木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員
4　会議事項
(1) 新規登録者必須研修会について
(2) デジタルツール研修会（2回目）について
(3) ブラッシュアップ研修会についての報告
(4) 特定行政書士法定研修の考査結果についての報告
(5) その他

□理事会

1　と　　き　令和 6 年 12 月 12 日(木)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　和田会長、荻原、上島、松島各副会長、土屋、木村、五味、木下、飯塚、小野、友渕、三浦、鈴木、良川、涌井、大前各理事、藤森、小林各監事、柳澤コスモス支部長
4　会議事項
(1) 中間監査報告について
(2) 綱紀案件について
(3) 令和 7 年新年賀詞交歓会について
(4) 定時総会の日程について
(5) 一般倫理研修の受講について
(6) 日行連理事会の報告について
(7) (公社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
(8) 長野県収入証紙の取り扱いの中止について
(9) その他

□日行連全国空き家対策担当者会議（オンライン）

1　と　　き　令和 6 年 12 月 16 日(月)
2　出 席 者　柳澤法務部長
3　内　　容
(1) 講演・講師（空き家対策に関する現状等について・国土交通省）
(2) 日行連と各単位会との意見交換会

□県警との意見交換会

1　と　　き　令和 6 年 12 月 17 日(火)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　和田会長、小野部長、金井副部長、和田部員
4　県　　警　生活安全部生活安全企画課許可事務担当室長兼管理幹　渡邉 誠 様、同課長補佐　山岸美和 様、同係長（風俗営業担当）樋田康宏 様、同係長（古物営業担当）前橋 浩 様
5　内　　容　営業許可申請関係意見交換会

□環境生安部研修会

1　と　　き　令和 6 年 12 月 17 日(火)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　小野部長、金井副部長、和田部員、会員 15 名
4　研修内容
(1) 風俗営業許可手続きにおける留意事項
(2) 古物営業許可手続における留意事項
(3) その他
5　講　　師　長野県警察本部　ご担当者 様

□外国人を対象とした無料相談会

1　と　　き　令和 6 年 12 月 24 日(火)
2　と こ ろ　東京都、東京出入国在留管理局
3　出 席 者　金井国際部員

□ ADR 手続実施者養成研修（オンライン）

1　と　　き　令和 6 年 12 月 25 日(水)
2　出 席 者　二瓶センター長、深澤運営委員、受講者 8 名
3　研修内容　講師養成（中級編）調停の実施・オンラインロールプレイ
4　講　　師　二瓶センター長

□申請取次行政書士管理委員会

1　と　　き　令和 6 年 12 月 27 日(金)
2　出 席 者　三浦委員長、春日副委員長、八幡委員
3　協議・調査等事項
(1) 東京出入国在留管理局長からの情報提供への対応について
(2) 会員に係る案件についての調査及び聴聞
(3) その他

□新潟会新年賀詞交歓会

1　と　　き　令和 7 年 1 月 8 日(水)
2　と こ ろ　新潟市、ホテルオークラ新潟
3　出 席 者　松島副会長

□東京会新年賀詞交歓会

1　と　　き　令和７年１月９日(木)
2　と こ ろ　東京都、京王プラザホテル
3　出 席 者　和田会長

□ ADR 手続実施者養成研修（オンライン）

1　と　　き　令和７年１月９日(木)
2　出 席 者　二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員、受講者 11 名
3　研修内容　専門分野（外国人に関する紛争）トラブル事例・関連法規など
4　講　　師　二瓶センター長、渡邊副センター長

□農林建設部研修会

1　と　　き　令和７年１月９日(木)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　上島部長、藤澤副部長、田嶋、奈良木各部員､会員 47 名（会場５名、オンライン 42 名）
4　研修内容　建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について
①概要、② JCIP の操作方法
5　講　　師　(一財）建設業情報管理センター
企画業務部担当部長　赤羽浩之 様
同情報管理システム総括課課長代理
淵脇　浩 様

□総務部会

1　と　　き　令和７年１月 10 日(金)
2　と こ ろ　長野市、会館
3　出 席 者　和田会長、鈴木部長、平林副部長、井上、藤井各部員
4　会議事項
(1) 新年賀詞交歓会について
(2) コンプライアンスマニュアルの改訂について
(3) その他

□千葉会新年賀詞交歓会

1　と　　き　令和７年１月 13 日(月)
2　と こ ろ　千葉市、アパホテル＆リゾート東京ベイ幕張
3　出 席 者　和田会長

□埼玉会新年賀詞交歓会

1　と　　き　令和７年１月 14 日(火)
2　と こ ろ　さいたま市、ロイヤルパインズホテル浦和
3　出 席 者　和田会長

□日行連新年賀詞交歓会

1　と　　き　令和７年１月 17 日(金)
2　と こ ろ　東京都、ホテルオークラ東京
3　出 席 者　和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長

支部だより

二名の支部会員が栄えある旭日小綬章を受章

長野支部長　和田　英幸

令和６年秋の褒章で長野支部の三井經光会員と佐藤壽三郎会員のお二人が同時に旭日小綬章を受章されました。名誉ある褒章をお受けされましたお二人にはこれまでのご活躍に対しここに謹んでお祝いを申し上げます。

三井会員は、長野市議会議員を９期34年間の在職、及び、市議会議長を１期務められ、行政書士関係では、長野支部理事、本会行政書士政治連盟会長等を歴任されました。

佐藤会員は、須坂市議会議員を６期24年間の在職、及び、市議会議長を１期務められ、行政書士関係では、長野支部長、支部理事、本会副会長、本会理事、本会行政書士政治連盟幹事長等を歴任されました。また、共に行政書士として国民の権利擁護と義務の履行に関する業務に長年携わり行政書士としての使命を充分果たしてこられました。こうしたことが国に認められ、栄誉ある褒章につながったものと拝察いたします。今後も健康にご留意され行政書士制度の発展にご尽力いただければ幸いです。

最後に、お二人の益々のご健康ご繁栄をご祈念いたしましてお祝いのご報告といたします。

三井会員

佐藤会員

長野県行政書士政治連盟のページ

令和７年長野県行政書士政治連盟会長年頭所感

長野県行政書士政治連盟

会長　和田　英幸

令和７年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。政治連盟会員の皆様におかれましては、政治連盟の活動にご理解ご協力をいただき心から厚く御礼申し上げます。

私たちは、行政書士の国家資格者として業をなしており、行政書士法によって、広く国民の信頼の上に、国民と行政の間に立ち、行政手続きの円滑な実施に寄与し、国民の権利利益の実現に資することを使命としています。

これまで多くの役員及び関係者がその使命を全うするために、本会や日行連・日政連と連携し行政書士法や関係法改正、行政手続や窓口業務の改善、行政書士の地位向上などの実現に向けて要望活動を行ってまいりました。

近年、国や県において、オンラインによる電子申請や電子データによる許認可申請や書類提出などが急速に進み行政書士業務に大きな変化が生じています。今後、行政書士はこうした社会情勢に敏感に反応し、デジタル化に対応できなければ、仕事ができない時代になりました。

今、国が進めているデジタル化に対応するために、日行連及び日政連は関係国会議員、総務省、デジタル庁等と連携して行政書士法改正について詰めてきておりますが、デジタル関連法制定については、本年１月 24 日開会の通常国会提出に向けて調整を行っています。こうした動きに合わせて、議案通過に向けて全国の政治連盟支部が一丸となって、日政連の活動に協力することによりデジタル社会に対応できる行政書士制度を継続発展させ、これまでの職域を確保することにつながります。本政治連盟も日政連と連携し地元国会議員に対して要望活動を行います。

行政書士政治連盟のこうした活動の成果はすべての行政書士の業務に反映されることですので、ご理解をいただき会員全員のご入会及び会費納入をいただければ幸いです。これからも国民の信頼に応え業務が円滑に進められる環境整備を図り長野県行政書士会の発展のために本会と連携し活動してまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本年が会員皆様方にとって益々の飛躍の年になりますことをご祈念し年頭のごあいさつといたします。

会　員　の　動　き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

―入会者―

個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏　名	事務所（市町村名のみ）	所属支部	入会登録年月日	氏　名	事務所（市町村名のみ）
東信支部	6. 11. 1	神原　厚	佐久市	東信支部	6. 11. 1	丸山　忠志	上田市
諏訪支部	6. 11. 15	武井　孝信	諏訪郡下諏訪町	中信支部	6. 11. 15	小西　信久	安曇野市
諏訪支部	6. 12. 1	浅井　英彦	諏訪市	東信支部	7. 1. 15	濱田　良浩	佐久市
長野支部	7. 1. 15	古川　雅文	長野市				

―退会者―

所属支部	氏　名	退会年月日	所属支部	氏　名	退会年月日	所属支部	氏　名	退会年月日
中信支部	田中　嗣泰	6. 10. 3	長野支部	小林　幸徳	6. 10. 9	中信支部	木山澤由彦	6. 10. 15
長野支部	湯本　和俊	6. 10. 29	東信支部	水野　和雄	6. 11. 30	東信支部	柳澤　清光	6. 12. 19
東信支部	日向　千春	6. 12. 31						

―単位会変更―

東京都行政書士会より移転（R6.12. 1）長野支部　岡部　邦暁（長野市）

―法人会員―

行政書士法人カーズ（岡谷市長地権現町四丁目３番37号）・入会年月日 R6. 10. 17

編集後記

新年あけましておめでとうございます。皆様は新年の抱負を立てますか？ストックホルム大の研究では、「○○しない」という目標よりも「○○する」と目標を立てることで成功率が上がるという研究結果があるようです。私は、それ以前にその目標自体忘れないようにしないといけません。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

（広報業務対策副部長　柳澤　祥子）

発行所　長野県行政書士会
〒380-0836　長野市南県町 1009-3
TEL　026（224）1300　　FAX　026（224）1305
ホームページ　https://www.nagano-gyosei.or.jp
メールアドレス　gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp
発行者　会　　長　和田　英幸
編集者　広報業務対策部長　吉田　靖史　　印刷　三和印刷㈱

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

あなたに夢を、街に元気を。
クーちゃん 宝くじ

行政書士は頼れる街の法律家

伊原六花

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：総務省
長野県

毎年10月は行政書士制度広報月間です。

日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん

こんなトラブル・お悩み を抱えていませんか？

外国人

外国人の職場や学校での問題について、法律や在留に詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざこざについてのトラブル（生徒の方・学校の方）　など

敷金

賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル　など

ペット

リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル　など

自転車

歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。
賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故　など

ADR（裁判外紛争解決手続）で、
「当事者の話し合いによる解決」のお手伝いをします！

ＡＤＲとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなぁ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

長野市南県町 1009-3　長野県行政書士会館

TEL（026）224-1300 FAX（026）224-1305

お問合せ受付　　平日 10：00 ～ 16：00

具体的なご相談　水曜日 10：00 ～ 16：00（要予約）

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

長野県行政書士会

法務大臣認証裁判外紛争解決機関第 161 号